

第30回 貿易・投資円滑化ビジネス協議会

2021年「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

2021年11月16日
事務局：日本機械輸出組合（JMC）



目次

1. 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 調査方法
2. 調査結果全体の概要
3. 北東アジア
4. 東南アジア・南アジア
5. ラテンアメリカ
6. ロシア
7. 中近東・アフリカ
8. 先進国(米国・EU)
9. 貿易・投資円滑化ビジネス協議会について

1. 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 調査方法

1. 調査方法

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 加盟団体(約130団体)に対し、事務局(日本機械輸出組合)より回答とりまとめを依頼。さらに各団体よりそれぞれの加盟企業・団体へ回答を依頼。

2. 調査 26区分

1	外資参入規制	2	国産化要請・現地調達率と恩典	3	輸出要請	4	撤退規制
5	部品産業政策上の規則	6	外資優遇策の縮小	7	外資法運用手続	8	投資受入機関の問題
9	輸出入規制・関税・通関規制	10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	11	利益回収	12	為替管理
13	金融	14	税制	15	価格規制	16	雇用
17	知的財産制度運用	18	技術移転要求	19	工業規格・基準安全認証	20	独占
21	土地所有制限	22	環境問題・廃棄物処理問題	23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	24	法制度・規則の未整備、突然の変更
25	政府調達	26	その他				

3. アンケート時期

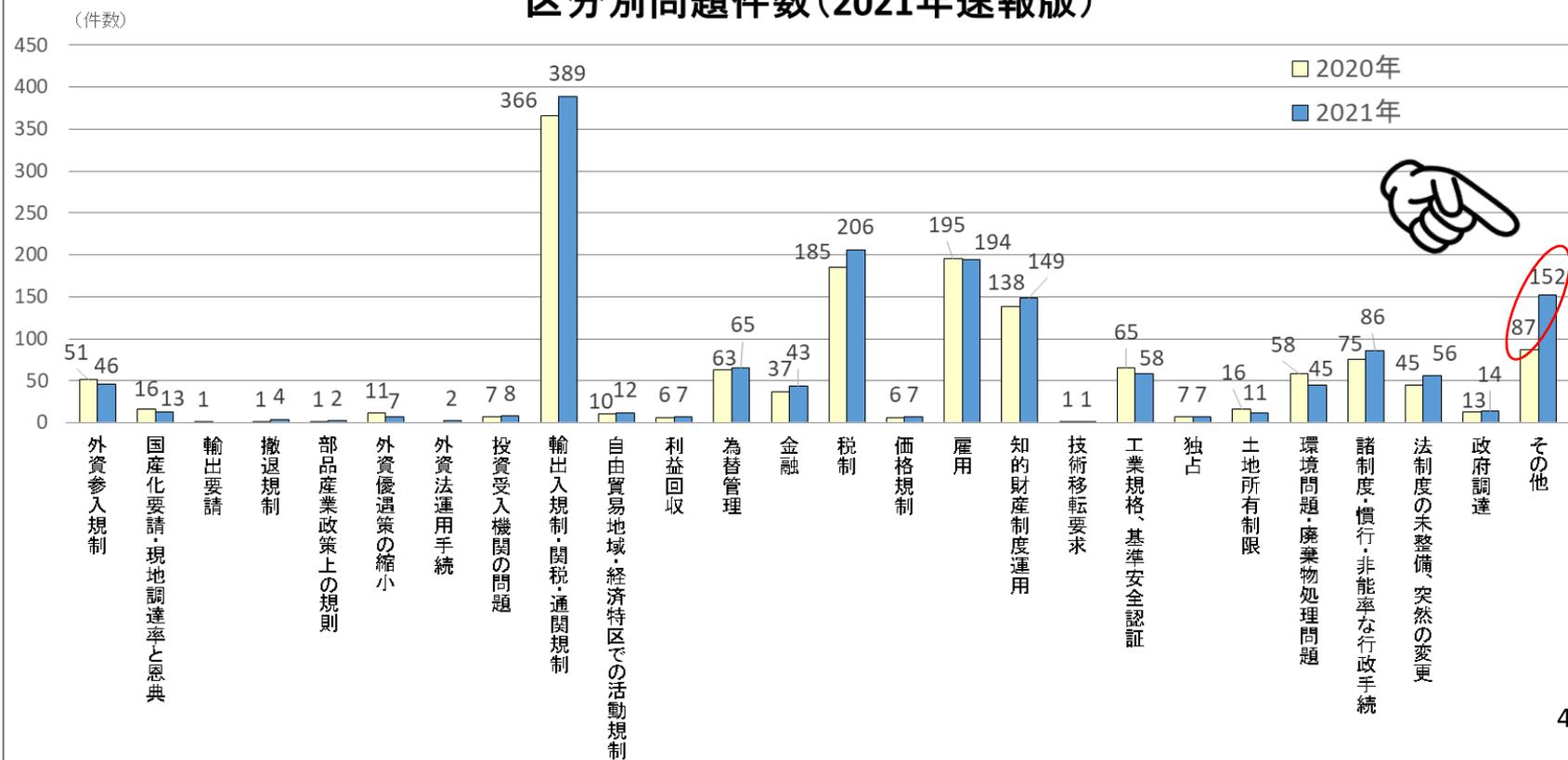
依頼 2020年12月 / 回収 2021年2月末

2. 調査結果全体の概要 ①

◆ポイント

- ・全体としては「輸出入規制・関税・通関規制」が最も多く、「税制」「雇用」「知財制度運用」が続く。
- ・新型コロナのパンデミックに起因する問題の多くが「その他」に分類されている。但し、税関職員がテレワークとなったため処理が遅れるなど、「その他」以外の区分にも問題指摘が散見される。

区分別問題件数(2021年速報版)

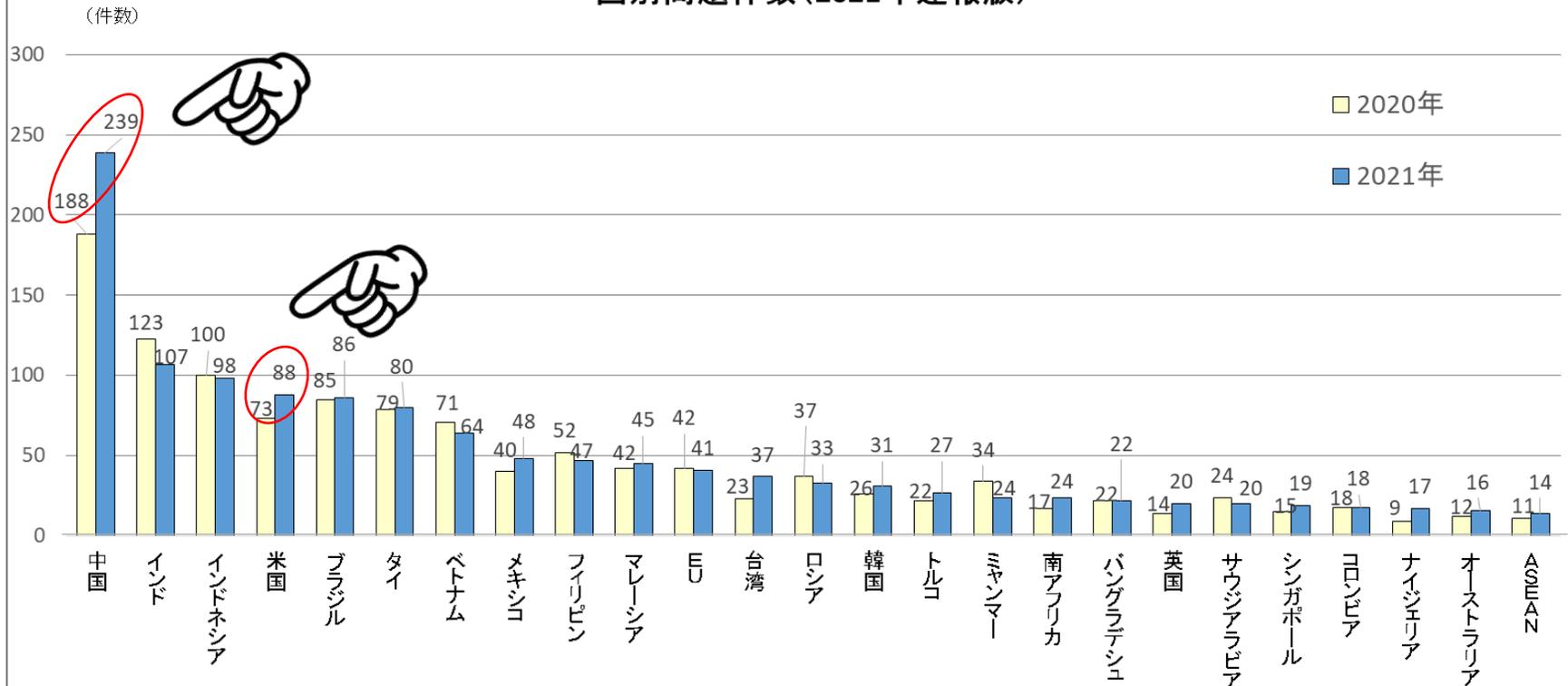


2. 調査結果全体の概要 ②

◆ポイント

- ・国別にみた場合、全体として大きな変動はなかった。
- ・ただし、中国とアメリカは増加。新型コロナに起因する問題指摘が多かったことと、米中対立による様々な問題により、多くの我が国企業が板挟みにあっている現状も浮き彫りになった。

国別問題件数(2021年速報版)

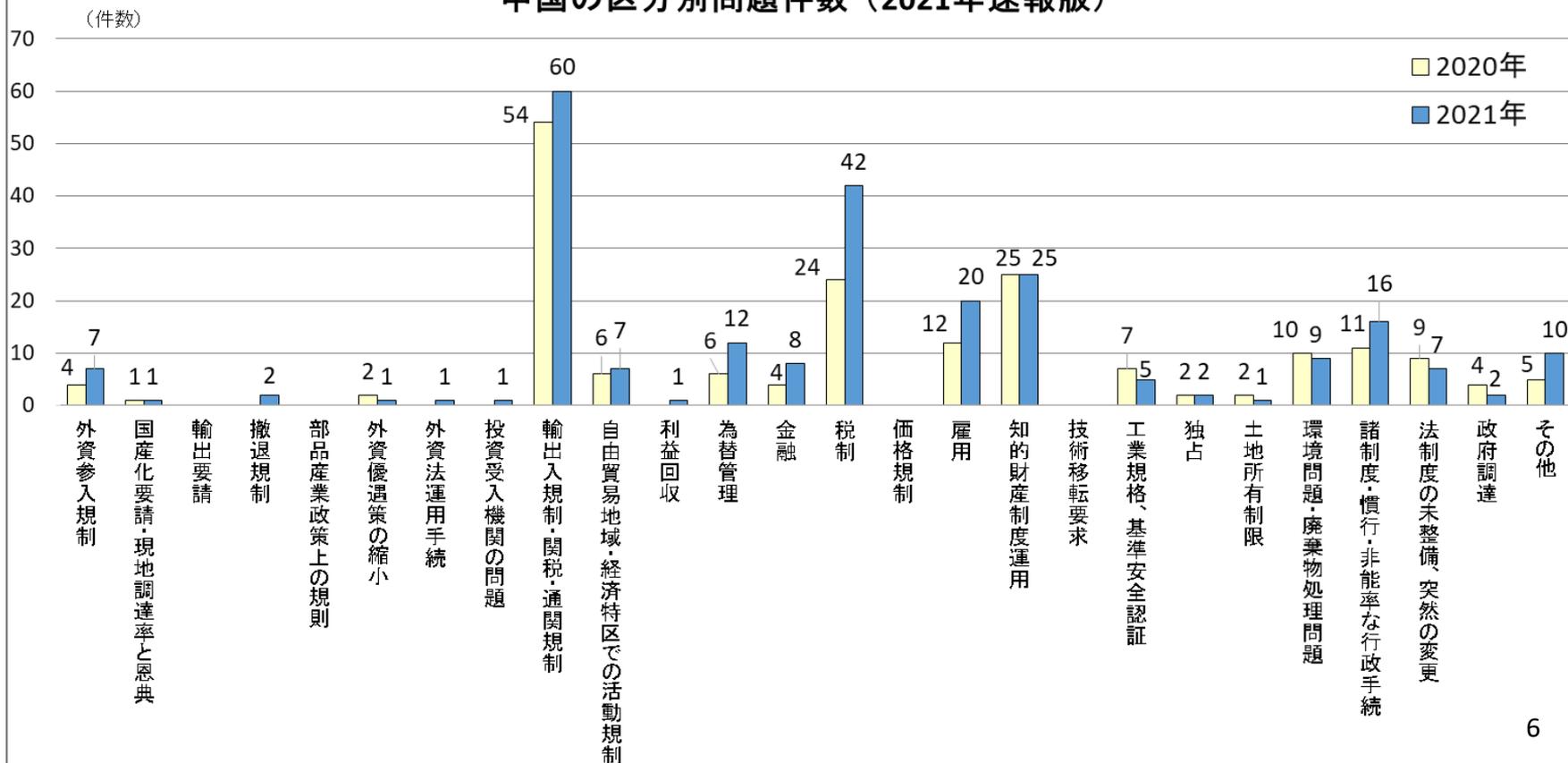


3. 北東アジア 中国 ①

◆ポイント

- ・例年同様、問題件数が抜きんで多く、かつ広範囲にわたっている。
- ・米中間の貿易紛争により双方から打ち出された新たな規制に板挟みとなりつつある。
- ・新型コロナの悪影響は、人の移動やロジスティクス等広範な分野に及んでおり、対応に苦慮している。

中国の区分別問題件数（2021年速報版）



3. 北東アジア 中国 ②

①米中の板挟み

- ・2020年12月に施行された中国の輸出管理法の不透明性を指摘する声や、米国の輸出管理規制対象となる中国内の取引先が増加し、市場の縮小を心配する声が寄せられた。
- ・米中摩擦に起因するドル安により、ドル不足や為替差損を指摘する声も上がっている。

②輸出入規制・関税・通関規制

- ・RCEPの発効への期待が高まる一方で、発効を見据え中国当局が関税の優遇措置を撤廃したことで、関税率が上昇した品目がある。
- ・FTAの原産地証明書を取得するにあたり、中国当局に協定に定められてない要求をされた結果、相手国で特惠関税の利用が認められなかったケースが指摘された。

③新型コロナのパンデミック

- ・ビザ取得の長期化や、日本に一時帰国してから中国に帰れなくなり納税手続きで困難に直面した等の問題が指摘された。
- ・医療品の調達において契約が履行されなかったなどの詐欺まがいの被害も発生している。
- ・世界的な傾向であるが、コンテナ不足や船便の不足による輸送価格の高騰や輸送遅延による生産の遅れ等を訴える声が非常に多い。

3. 北東アジア 中国 ③

④税制

- ・増値税の還付手続きや移転価格税制の不透明さ、PE認定の解釈が広く行われること、担当者によって解釈が異なるなど税法運用の不安定さ等が例年同様指摘されている。

⑤知的財産制度運用

- ・実用新案の審査品質が低く、新規性が乏しいのに権利化されている。
- ・模倣品対策・商標権侵害に対する行政措置の不十分さを指摘する声が引き続き多い。
- ・第三者による外国周知商標やその類似商標の登録は依然として横行しているものの、徐々に改善されているとの声もあった。

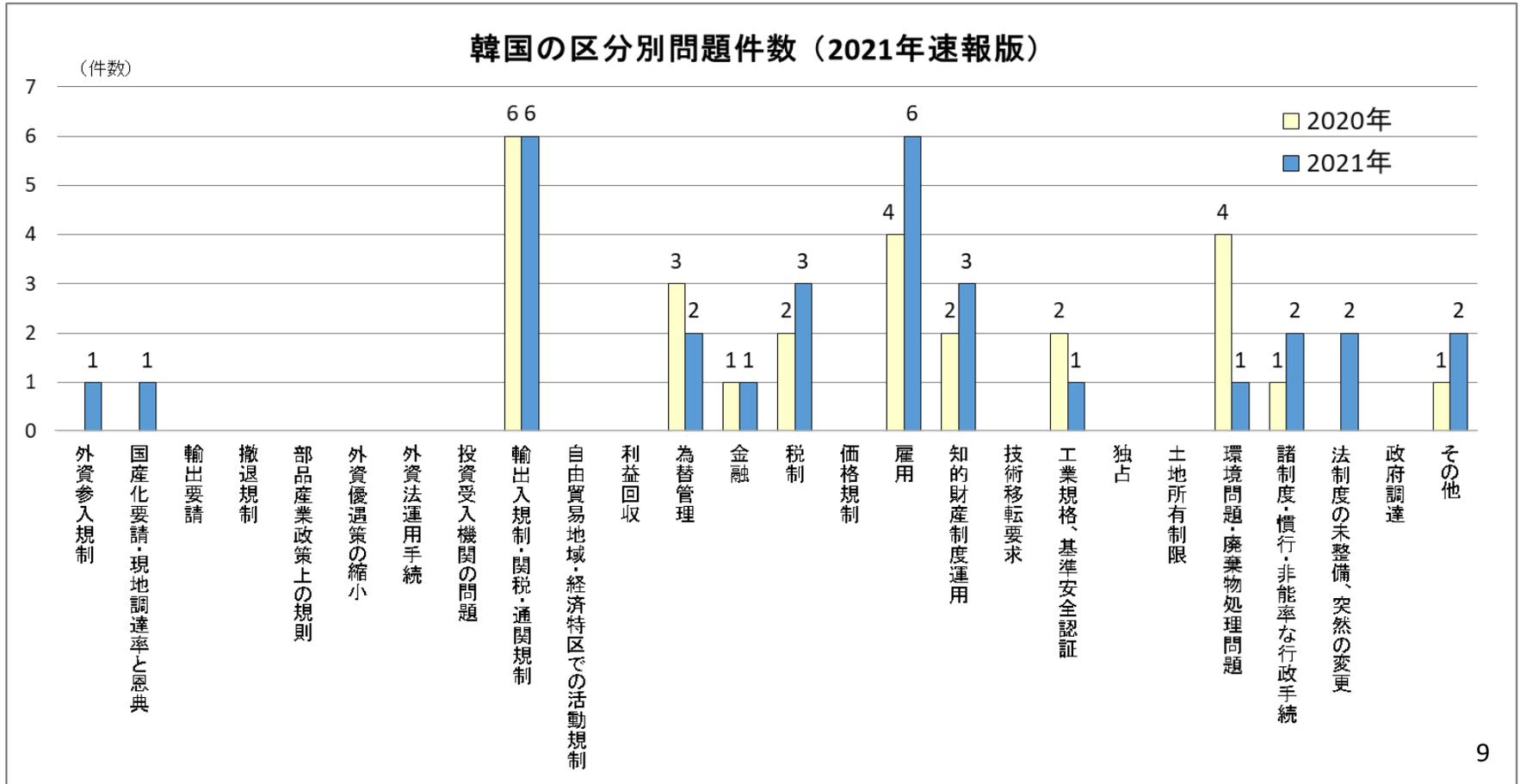
⑥その他の分野

- ・海外送金・運転資金の借り入れの困難や、法執行の不透明さなどが例年同様指摘されている。

3. 北東アジア 韓国 ①

◆ポイント

- ・「輸出入規制・関税・通関規制」「雇用」が上位。全体として例年同様の傾向を示す。
- ・対日感情の悪化がビジネス環境に悪影響を及ぼしている。



3. 北東アジア 韓国 ②

①対日感情の悪化

- ・不買運動の広がりによって、日本製品のシェアが下がった。
- ・B2CだけでなくB2Bにも影響が及んでおり、二国間関係の改善を求める声が寄せられた。

②雇用

- ・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。長年の懸案だが進展がない。
- ・最低賃金が大幅に引き上げられてきたことを受け、人件費の高騰に苦しめられている。

③工業規格・基準安全認証

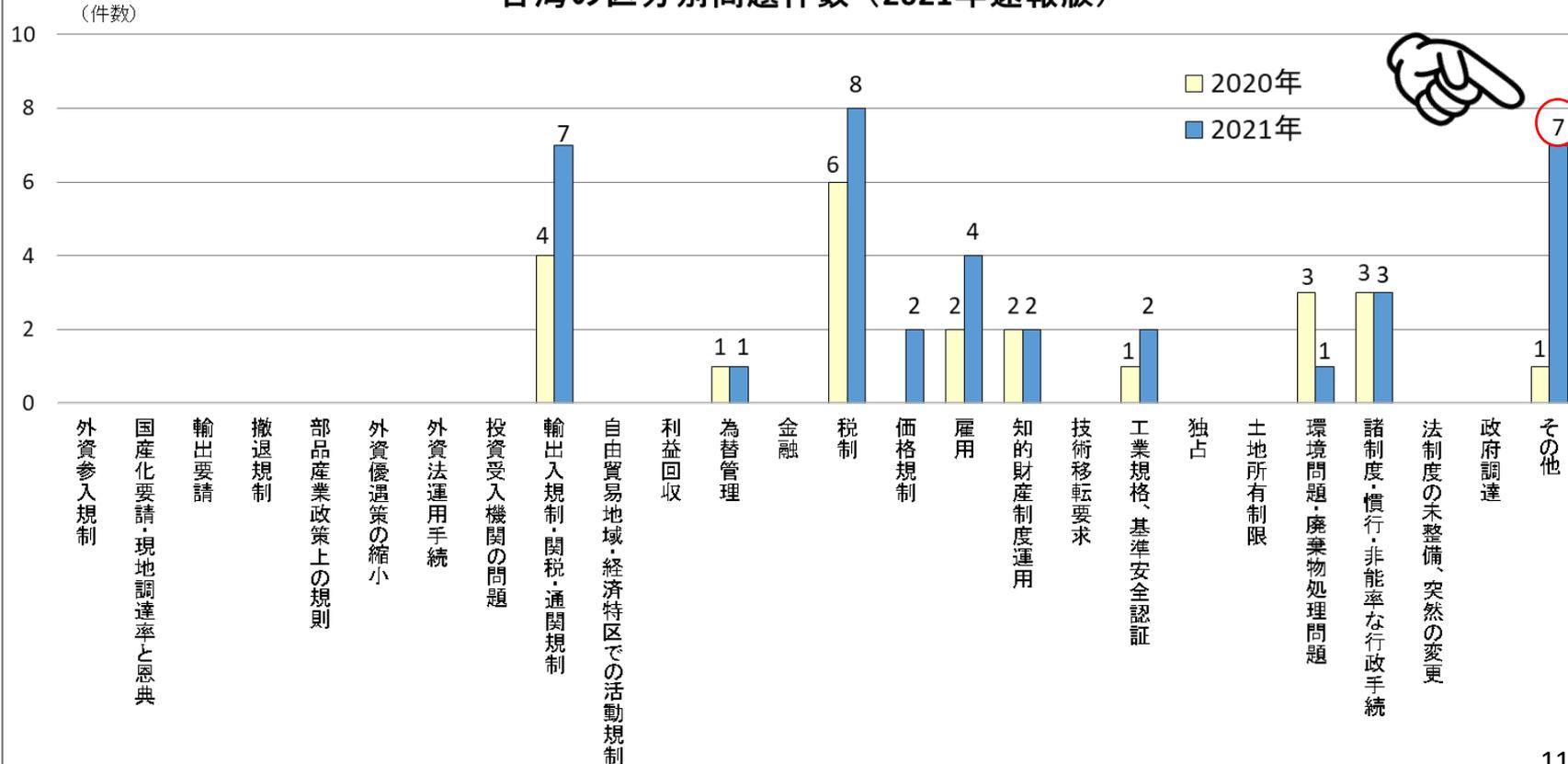
- ・包装材の規制により、製品発売前に専門機関による検査を受け、結果を包装に表示しなければならなくなった。このため、追加のコストや新製品の発売遅れ、新製品の情報漏洩などが心配されている。

3. 北東アジア 台湾 ①

◆ポイント

- ・昨年は23件の指摘だったが、今年は37件に急増。「税制」「輸出入規制・関税・通関規制」が上位。
- ・ビザ取得の困難など新型コロナ対策に起因する問題指摘も多い。

台湾の区分別問題件数（2021年速報版）



3. 北東アジア 台湾 ②

①税制

- ・未処分利益への課税や所得税率の引き上げ、税込不足を補うための強硬な税務調査、Debit Noteでの処理が認められない、経理書類の10年保存で電子データが認められない等の指摘があった。
- ・締結済みの日台租税条約の手続きの煩雑さを指摘する声もあった。

②輸出入規制・関税・通関規制

- ・台中FTA(ECFA)により中国製品に対して日本製品が劣後しており、早急なEPA締結を求める声があった。
- ・時計製品への高関税、税関職員毎に異なるHSコードの適用判断、依然として関東五県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)産品への輸入停止措置が続いていることに加え、それ以外の地域で生産された商品でも産地証明書が求められ、実務負荷となっているなどの指摘があった。

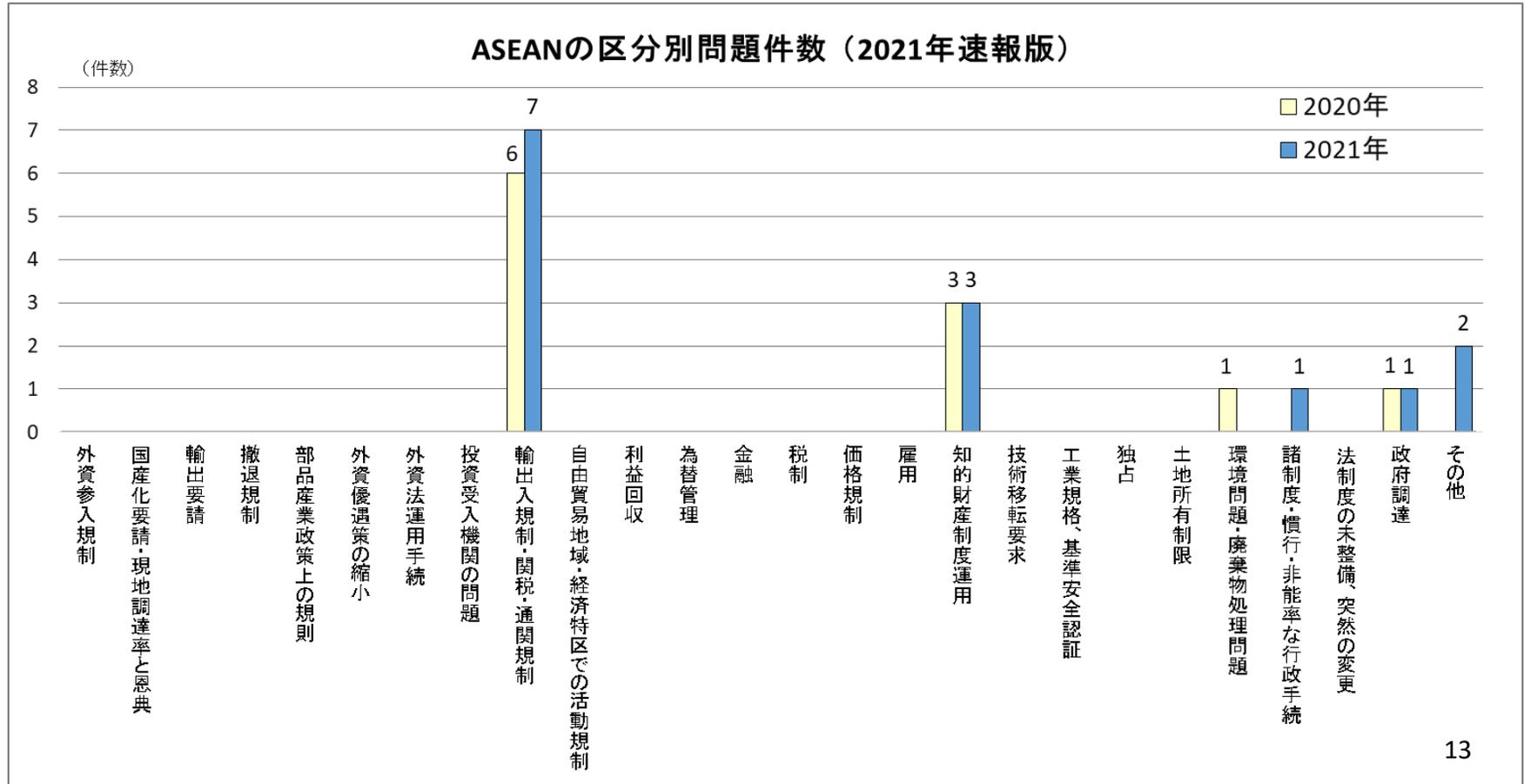
③新型コロナのパンデミック

- ・ビザ取得の長期化や原材料や部品の遅れによる工期遅延、入境制限措置による契約履行に必要な人員派遣の停止等が指摘されている。

4. 東南アジア・南アジア ASEAN ①

◆ポイント

- ・ATIGAの修正議定書が運用開始され、より使いやすいルールが導入された一方、国ごとの解釈が異なるなど新たな問題も指摘されている。
- ・既存ASEAN+3のFTAにおいても問題指摘が散見される。



4. 東南アジア・南アジア ASEAN ②

①ATIGA修正議定書

- ・運用が2020年9月に開始された。原産地証明書へのFOB価格記載が不要となった他、新たに自己申告制度(AWSC)が導入されるなど使い勝手の向上が図られたものの、国によってはFOB価格の記載義務は残り、自己申告制度の詳細が固まっていないなど、混乱が見られる。
- ・AJCEPにおけるBack to back COの使用に際し、各国税関の見解の違いを指摘する声が継続している。

②新型コロナのパンデミック

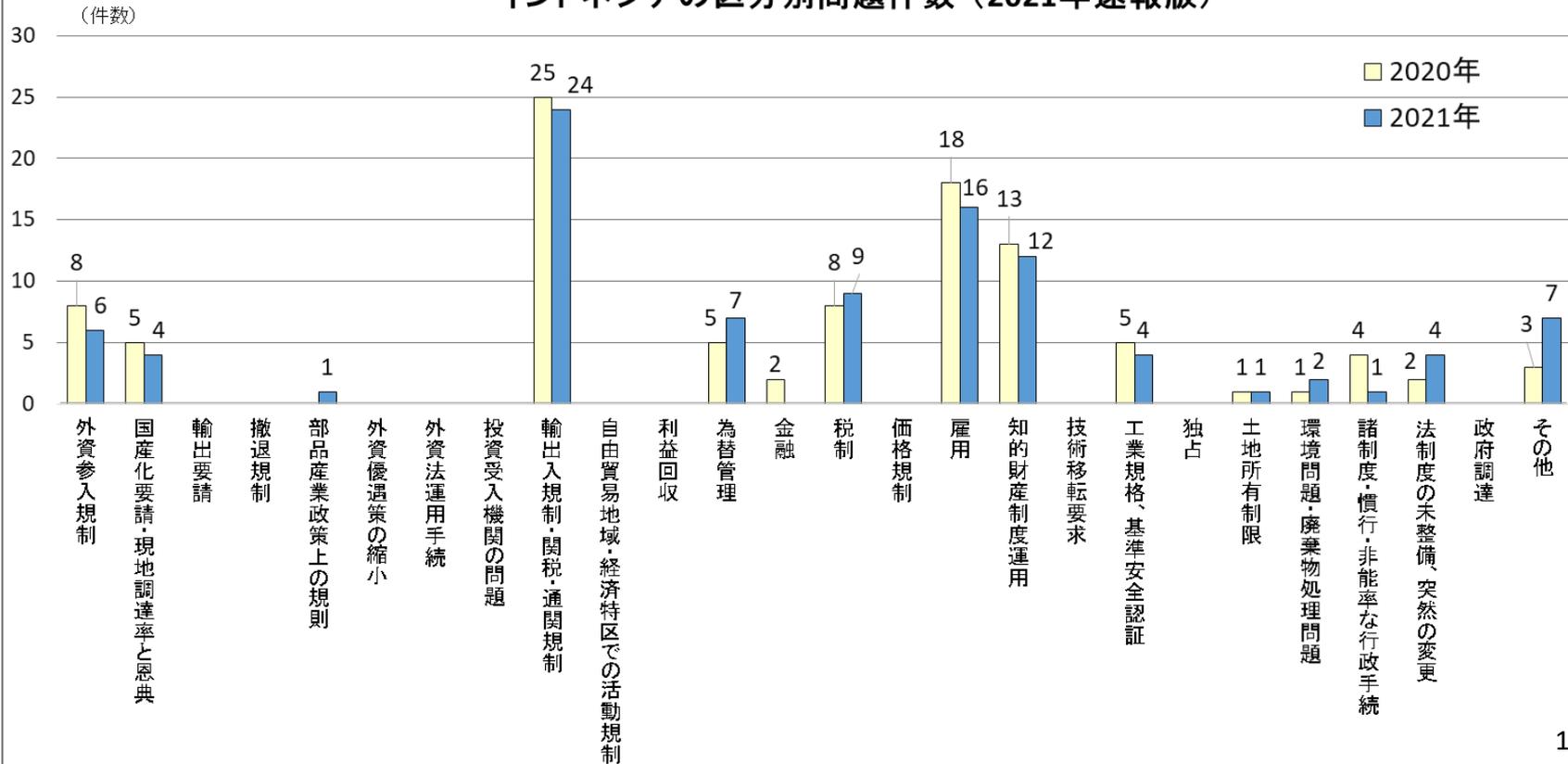
- ・物流コストの高騰や雇用状況の悪化はASEANはもとより各加盟国でも他地域と同じく指摘されている。

4. 東南アジア・南アジア インドネシア ①

◆ポイント

- ・大きな変動はなく昨年と同様「輸出入規制・関税・通関規制」「雇用」「知財制度運用」「税制」に関する指摘が多い。
- ・「法制度の未整備・突然の変更」による問題点も引き続き指摘されている。

インドネシアの区別別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア インドネシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・輸入制限品目にタイヤが含まれている。ただし、代替製品がない専用のタイヤまで規制が及び、サポート・メンテナンスの面で問題が生じている。
- ・インドネシアで調達できない特殊な鋼材に関税がかけられており、インドネシア政府の便宜措置を利用していたものの、制度変更と後継措置の導入遅れに伴いコストアップが避けられない。
- ・輸入ライセンス制度の突然の変更と施行が発表され、一時的な輸入禁止状態に置かれ大きな損失を被った事例があった。加えて、新規のライセンスが発効されても、有効期限や許認可数量に制限が設けられた上、期限や数量に対する明確な情報がなくビジネス予見性を損なっている。

②法制度の未整備、突然の変更

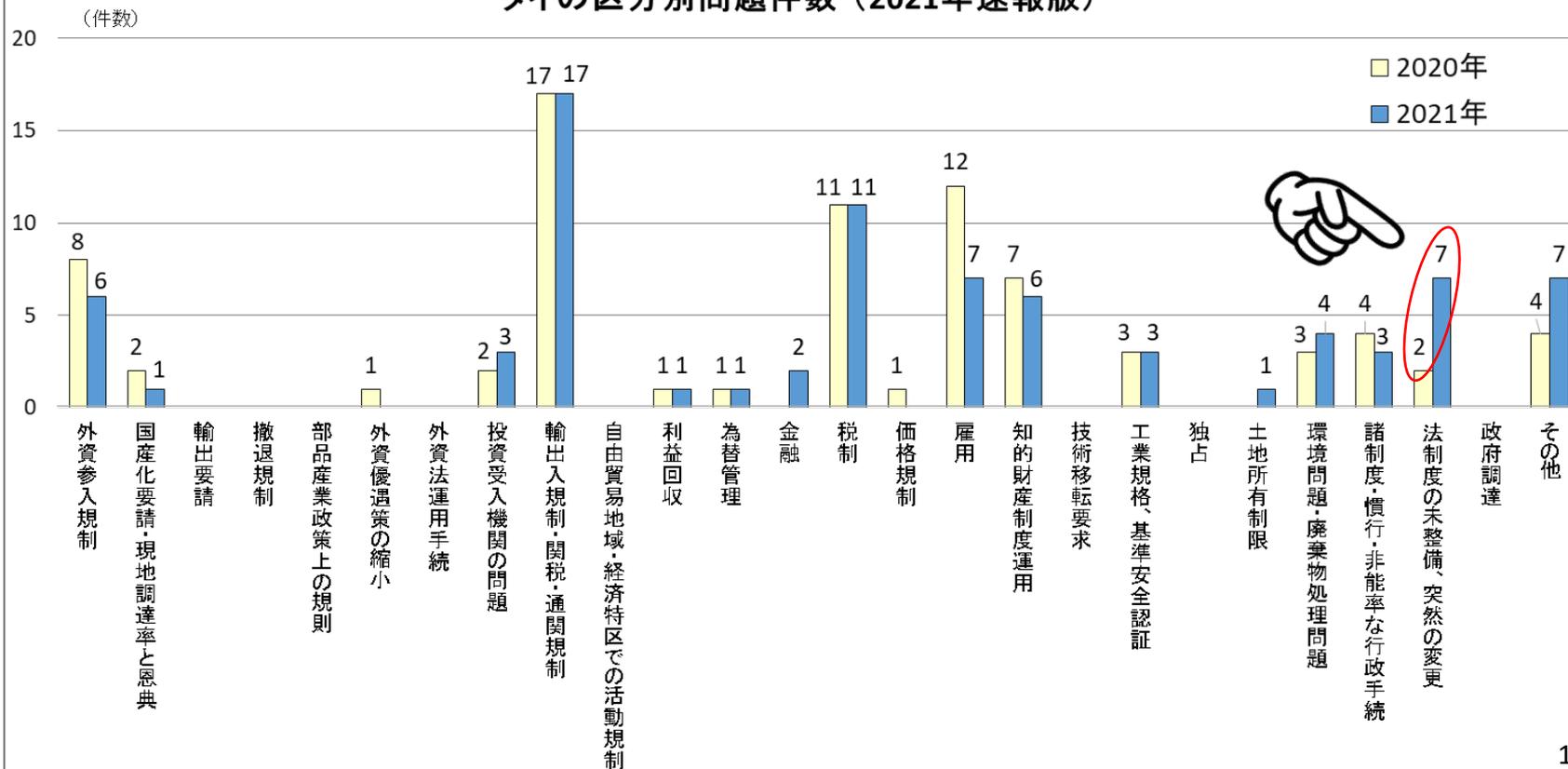
- ・雇用創出のための海外からの投資誘致を目的として「雇用創出オムニバス法」が2020年11月に施行された。雇用者側に有利な法改正とされるものの、アンケート回答時点では細則が発表されておらず、情報不足により準備が進んでいない。

4. 東南アジア・南アジア タイ ①

◆ポイント

- ・全体として前年と同様の傾向だが、「法制度の未整備・突然の変更」を指摘する声が増した。
- ・税関職員の報奨金分配制度に起因すると思われるトラブルが引き続き発生している。

タイの区分別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア タイ ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・為替レートの変動により、保税倉庫に保管した商品の価格が実際の販売価格より高くなった際、輸入価格に付加価値税を付加するとの法的根拠が不明な措置が取られ、抗議したところ報復として通関が止められたとの指摘が継続している。
- ・税関職員の報奨金分配制度に起因するトラブルが継続的に指摘されている。輸入許可前引取承認制度が導入されていないため、通関後に修正申告を行った際、過大なペナルティーを要求され、かつ調査期間を不必要に延ばすことで延滞金利を多く賦課された例や、税関職員の恣意的な判断でより高い関税率が適用された例がある。
- ・輸出管理に関し、2015年に導入されたデュアルユース品のリストが公開されつつも実際には運用されていない。一方で、当局の運用に関する方向性が定まらず、細則も公表されていないが、急に運用が始まり混乱に陥るのではないかと危惧する声が寄せられた。

②法制度の未整備・突然の変更

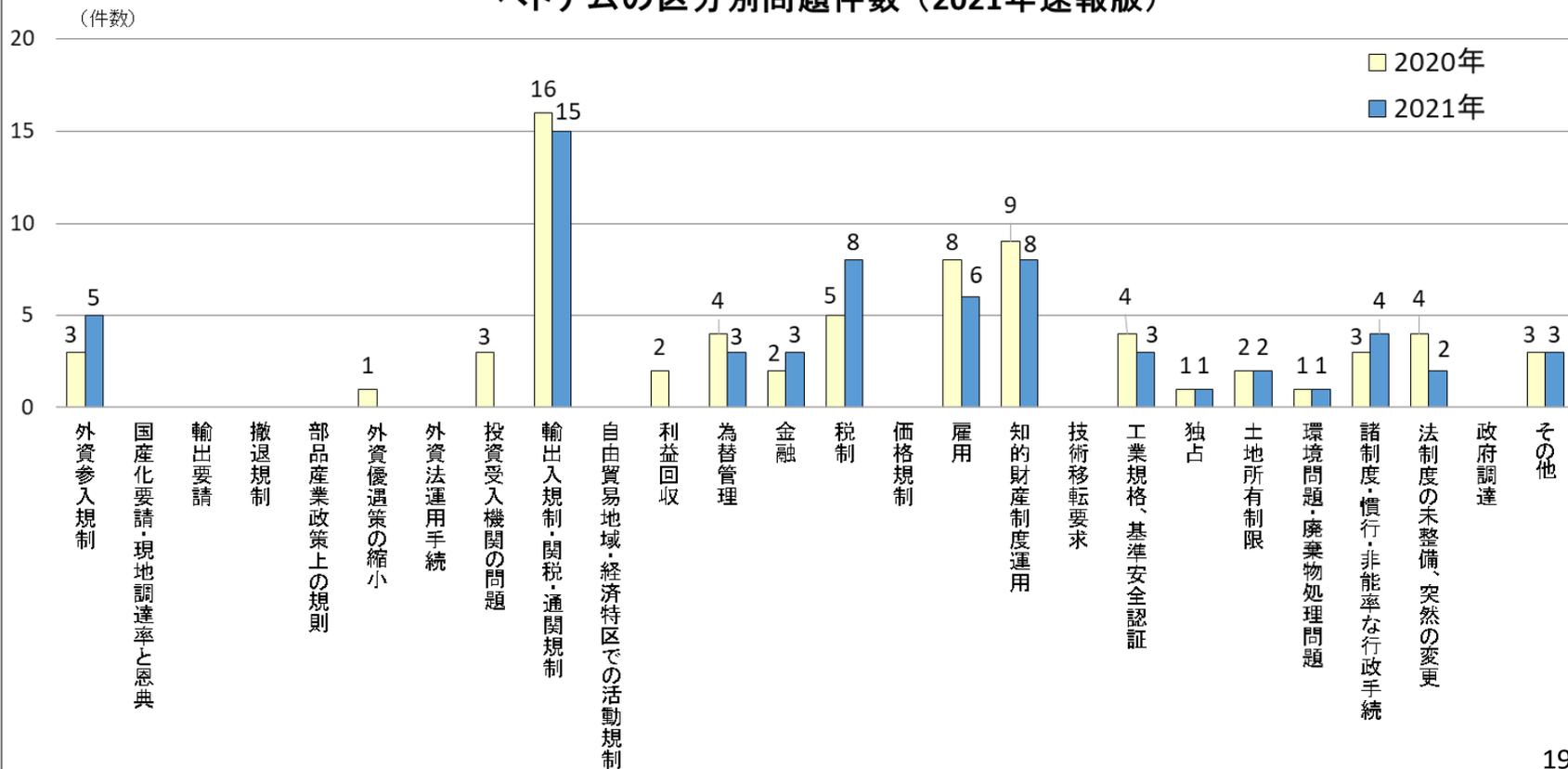
- ・本格施行まで1年の猶予を設け、かつその間に細則等を公表するとのことで、2019年5月から個人情報保護法が施行された。しかしながら施行が2021年6月まで延期された上、細則等の全容は今(2021年2月)になっても明らかになっていないため、見切り発車での対応を余儀なくされている。
- ・会社法上は登記前の払込は必要とされているが、実際は会社設立後でないと会社の銀行口座を作成できず、実務上登記後払込がなされている。

4. 東南アジア・南アジア ベトナム ①

◆ポイント

- ・「輸出入規制・関税・通関規制」が多い。全体的に減少傾向を示しているものの、「外資参入規制」「税制」への指摘は増加。

ベトナムの区分別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア ベトナム ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・時計・鉄鋼製品に対する高輸入関税、鉄鋼製品へのセーフガード・輸入ライセンス取得義務、印刷物の輸入規制等が継続的に指摘されている。
- ・申告官署・税関職員による判断に統一性がなく、かつ新たなルールが徹底されておらず通関が拒否された事例もあった。

②外資参入規制

- ・外国投資家が事業譲渡を行う場合、直接投資資本金口座(DICA)を経由する必要があるが、譲渡契約が未済あっても手続き上完了と申請せねばならず、資金回収のリスクの指摘があった。
- ・外国企業に対し、医薬品流通業に対する事実上の参入規制がある。

③税制

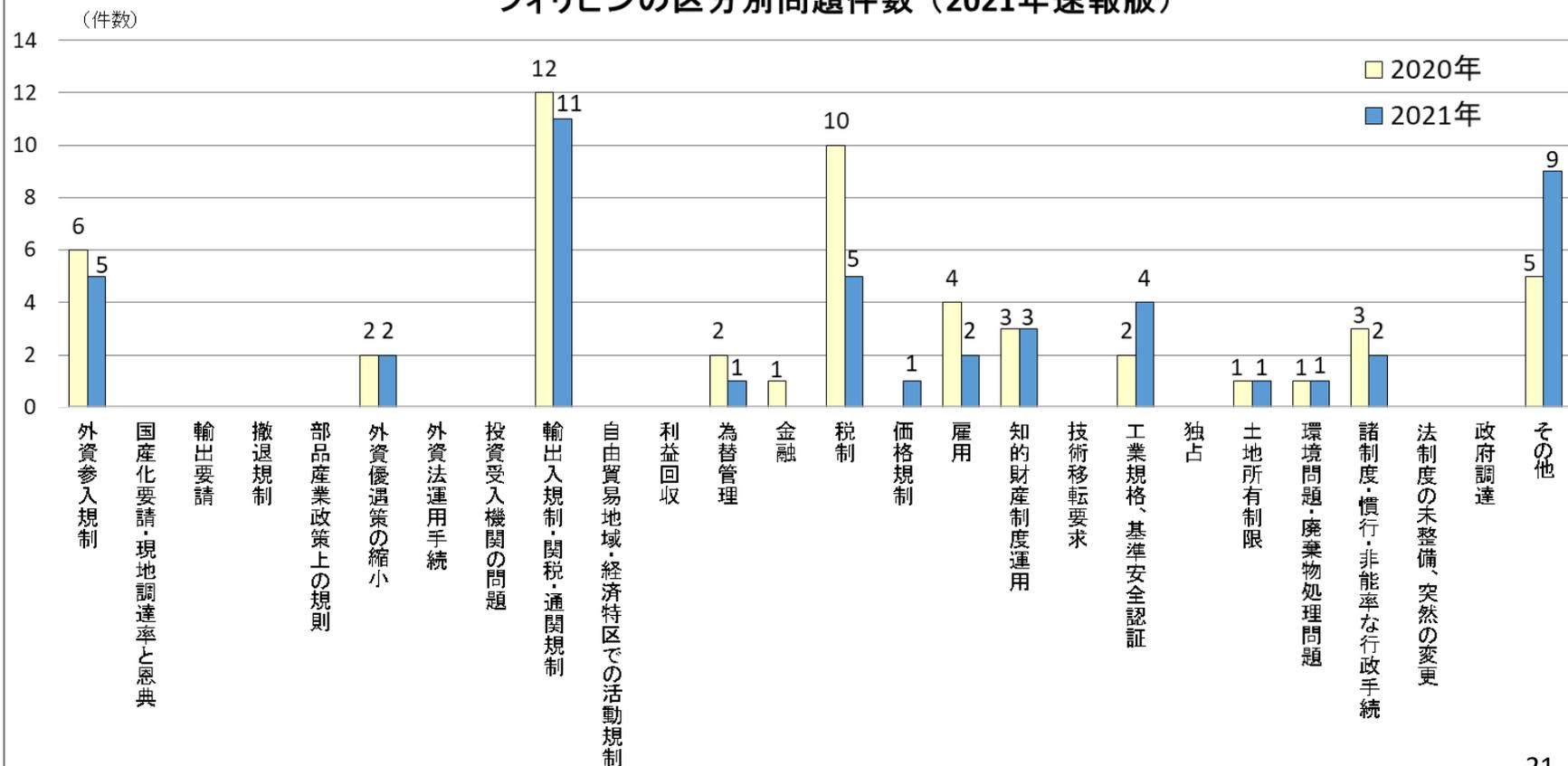
- ・移転価格文書化(MF、LF)の作成期限が90日となっており非常に短い。

4. 東南アジア・南アジア フィリピン ①

◆ポイント

- ・「輸出入規制・関税・通関規制」「その他」が多い。「その他」の多くが新型コロナのパンデミックに関するもの。

フィリピンの区分別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア フィリピン ②

①輸出規制・関税・通関規制

- ・新型コロナ対策費を捻出する目的で、2020年5月に全輸入品に5%の追加関税を課す方針が報道されたものの、同日これを見送るとの発表があった。アンケート締め切り時点では何ら措置はとられていない。
- ・2021年2月から、輸入完成車に対し200日間の暫定セーフガード措置が発令された（2021年8月に正式な措置発動は見送られ、暫定期間中に付加された関税は返金されることに）。
- ・税関がコロナ対策で在宅勤務体制に移行したため、従前より時間がかかるようになった。

②工業規格・基準安全認証

- ・新薬の認証に時間がかかっており、新型コロナのパンデミックによってさらに悪化している。

③新型コロナのパンデミック

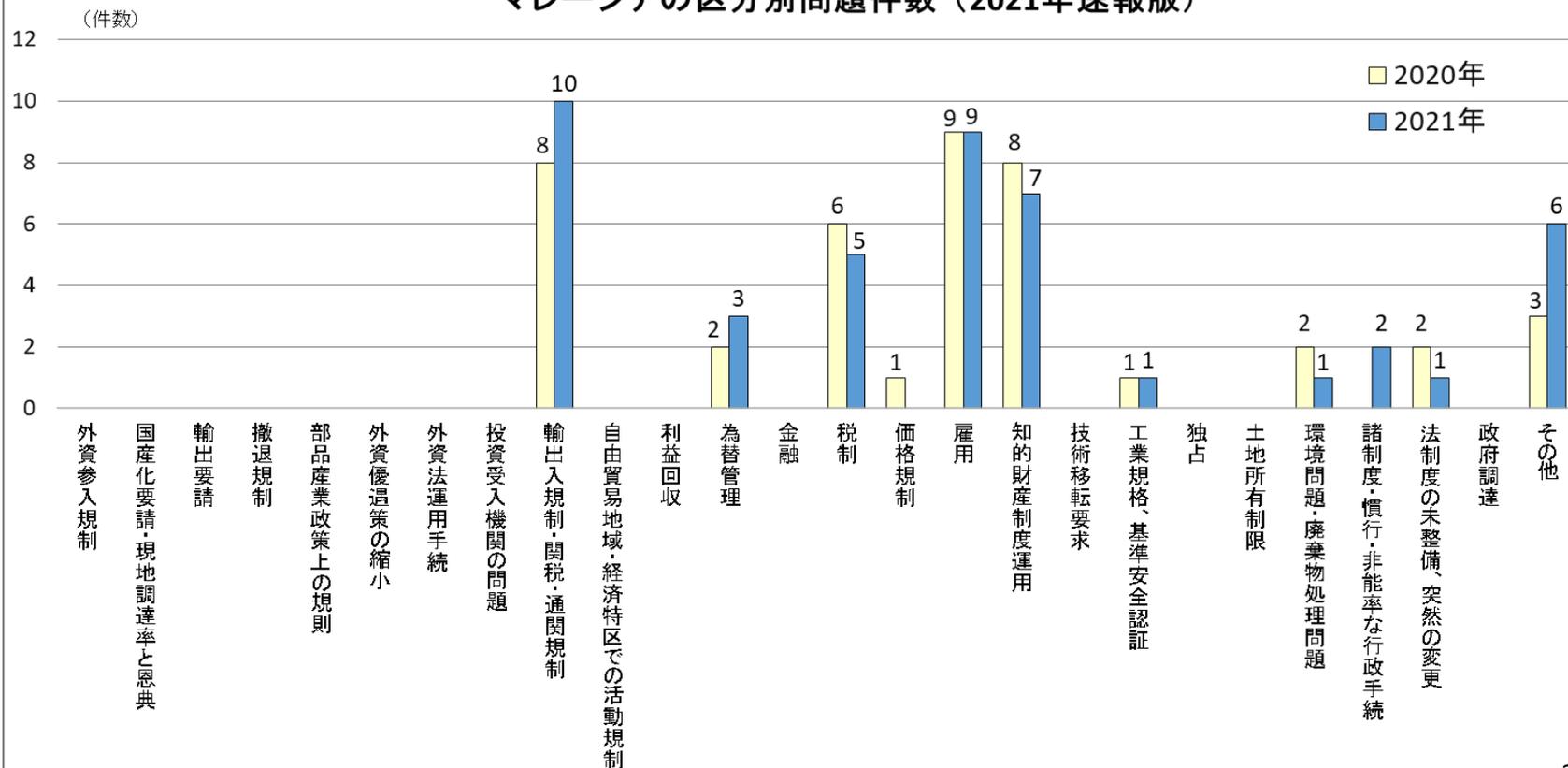
- ・ビザ取得手続きの長期化、従業員の通勤手段確保が企業の責任とされる一方、政府からの補償は一切なく莫大な追加コスト負担を強いられている、等といった指摘があった。

4. 東南アジア・南アジア マレーシア ①

◆ポイント

- ・前年とほぼ同様の問題が指摘されており、「雇用」「輸出入規制・関税・通関制度」「知財制度運用制度」が上位。

マレーシアの区分別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア マレーシア ②

①輸出規制・関税・通関規制

- ・従来、関税同等額をデポジットした後にEPA特恵関税の遡及申請を行えば全額の返還が認められていたものの、この制度がなくなり80%程度しか還付されず、かつ審査期間が長くなった。

②知的財産制度運用

- ・マレーシア消費者庁が模倣品の取り締まりを行っているものの、摘発後数年たっても処罰が決定しないケースが多く、すぐに模倣品ビジネスを再開する悪質な例があるなど、十分に機能していないとの指摘が継続している。

③税制

- ・2018年9月に導入されたSST(売上税・サービス税)に関し、適用対象や制度上の問題点を指摘する声が継続している。

④雇用

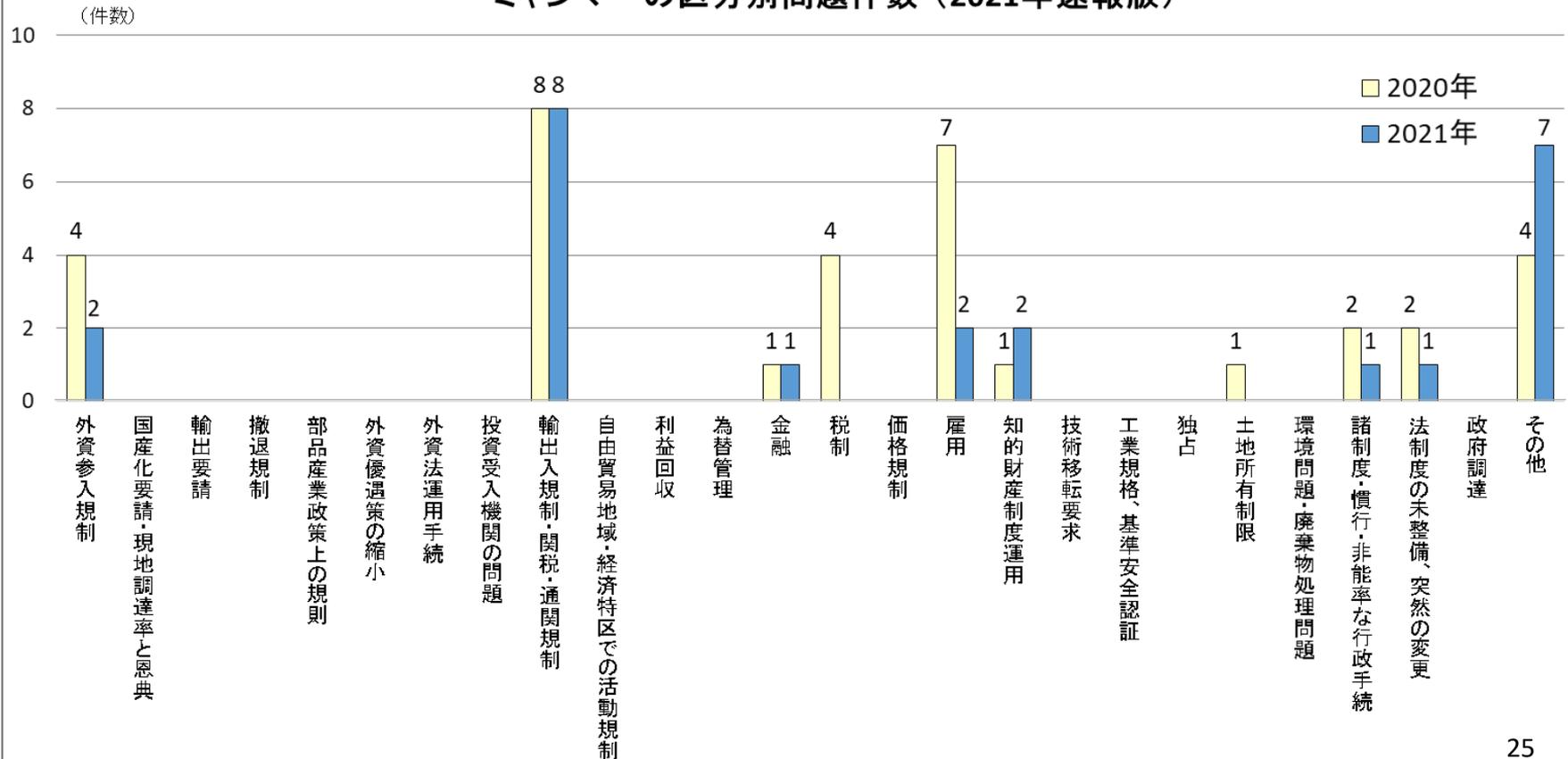
- ・2019年末に労働者住宅最低基準法が改正され、雇用者には新しい居住基準を満たした住宅(寮)である証明を事前に取り付けることが義務付けられたものの、新たな基準を満たした建物自体が少ない。

4. 東南アジア・南アジア ミャンマー

◆ポイント

・2021年1月に国軍によるクーデターが発生。事業中断などの実害に加え、混乱による以後の悪影響を懸念する声があった。

ミャンマーの区分別問題件数（2021年速報版）



4. 東南アジア・南アジア ミャンマー ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・即席麺類および一時的な自動車の関税削減に対し、ミャンマー進出企業より現地生産のメリットを失わせ雇用にも悪影響があるとの指摘があった。

②知的財産制度運用

- ・2019年に新商標法が成立し、2020年10月から「ソフトオープニング」したものの、実質的には機能しておらず、取締機関も設立していない。

③国軍クーデター

- ・2021年1月に発生した国軍クーデターによって、業務中断などの直接的な影響への指摘があった。また以後の混乱を憂慮する声が寄せられた。

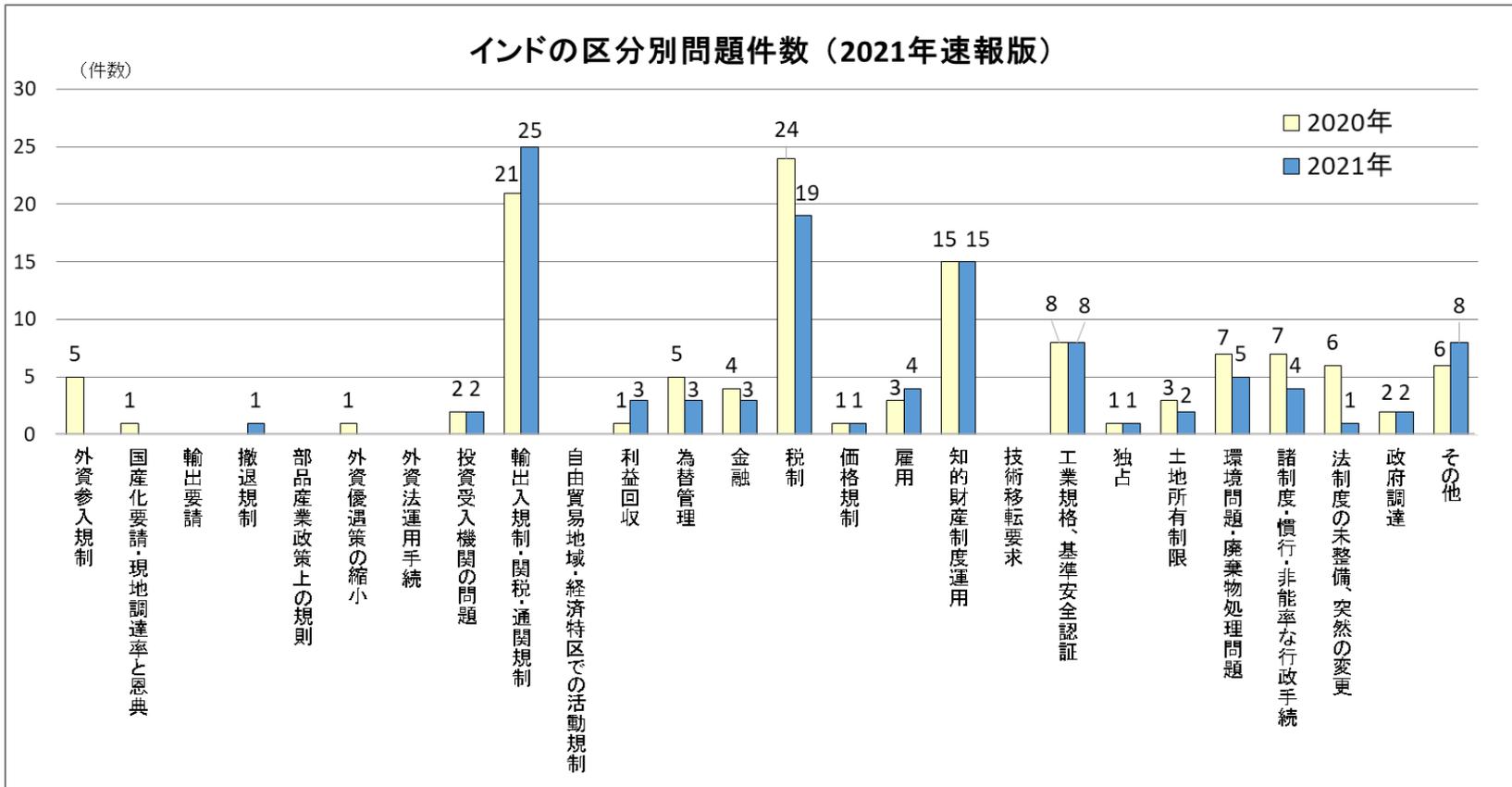
④新型コロナのパンデミック

- ・陸運局が閉鎖されたことで自動車の販売登録ができなくなり、一時的な販売停止に追い込まれた。
- ・従来使用していた輸送手段が取れなくなり、一時的に他の運送業者へ変更したため、輸送コストが上昇した上にコロナ特別料金も加算され、費用負担が増している。

4. 東南アジア・南アジア インド ①

◆ポイント

- ・例年同様、指摘件数は中国に次いで多い。「輸出入規制・関税・通関規制」、「税制」、「工業規格・基準安全認証」「知財制度運用」に関する問題指摘が多い。
- ・FTA特惠関税を利用する際の原産地証明書に対する新たなルール(CAROTAR 2020)への対応における業務の煩雑さや通関遅延を訴える声が多い。



4. 東南アジア・南アジア インド ②

①輸出規制・関税・通関規制

- ・2020年9月に施行されたCAROTAR 2020の執行に関する指摘が集中した。同ルールは、輸入者に対し、FTA特恵関税を利用する際の原産地証明書類等の保持を求めるもので、中でも製造コストに関する情報の提供が難しく、大きな事務負担となっている。また書類審査に一定の時間を要することから、通関のリードタイムが長くなっている。（本件については、既に日本政府にご対応いただいている）
- ・冷媒入りのエアコンの輸入禁止が突然発令かつ即日実施されたことで、その後の通関がストップし被害を訴える声が寄せられた。
- ・ITA製品に対する関税賦課、日印EPAの原産地規則の厳しさに対する指摘も継続している。

②税制

- ・間接税率の高さやそのオペレーションの煩雑さ、納税システムが十分整っていないといった指摘が多い。
- ・2020年から対象が拡大された「平衡税（デジタル課税）」について、国際的な合意が図られれば適宜撤廃してほしいとの要望があった。

③知的財産制度運用

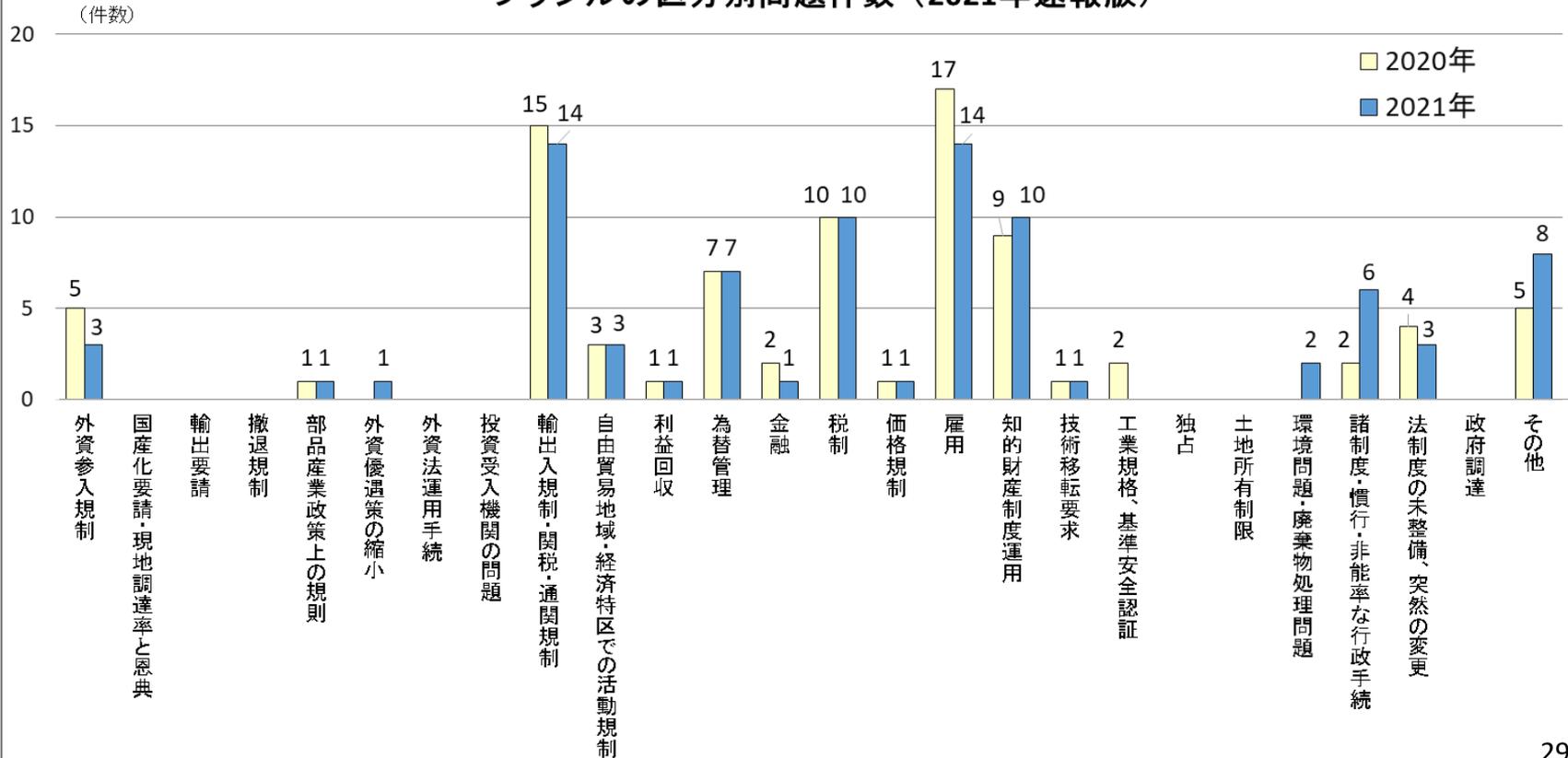
- ・他国には存在しない関連外国出願情報提供制度及び特許実施報告制度に対し廃止・緩和を求める声が寄せられるとともに、審査遅延、制度運用の不透明さ、偽薬等の不十分な模倣品対策などが継続して指摘されている。

5. ラテンアメリカ ブラジル ①

◆ポイント

- ・全体的な傾向は前年同様で、「輸出入規制・関税・通関規制」「雇用」「税制」「知的財産制度運用」等が多い。また長期にわたって改善されてない問題が多い。
- ・「諸制度・慣行・非効率な行政手続」の指摘は、前年の2件から6件に増加した。

ブラジルの区分別問題件数（2021年速報版）



5. ラテンアメリカ ブラジル ②

①雇用

- ・渡航目的に応じた各種ビザが存在し、事務手続きが煩雑かつ発給まで時間を要する上、有効期間が短いといった問題が継続的に指摘されている。
- ・労働者過保護的な法制度や、労務費の高騰、現地人雇用義務等の問題も継続している。

②輸出入規制・関税・通関規制

- ・インボイス上の品名にポルトガル語が要求される、通関許可に長時間を要する上、税関職員のストライキが頻発する、不正輸入・密輸入の横行等への指摘も続いている。
- ・EU-メルコスールのEPAが合意され署名を待つ状況にあるため、日本との間でのEPA締結を求める声も継続している。

③税制

- ・OECDに準拠しない移転価格の計算方式による不透明さへの指摘や、州税である商品流通サービス税(ICMS)が、他州への販売した場合にすべて還付されないなどの問題が継続している。
- ・ロイヤルティや役務提供料の支払において、税が重いとの指摘が継続している。

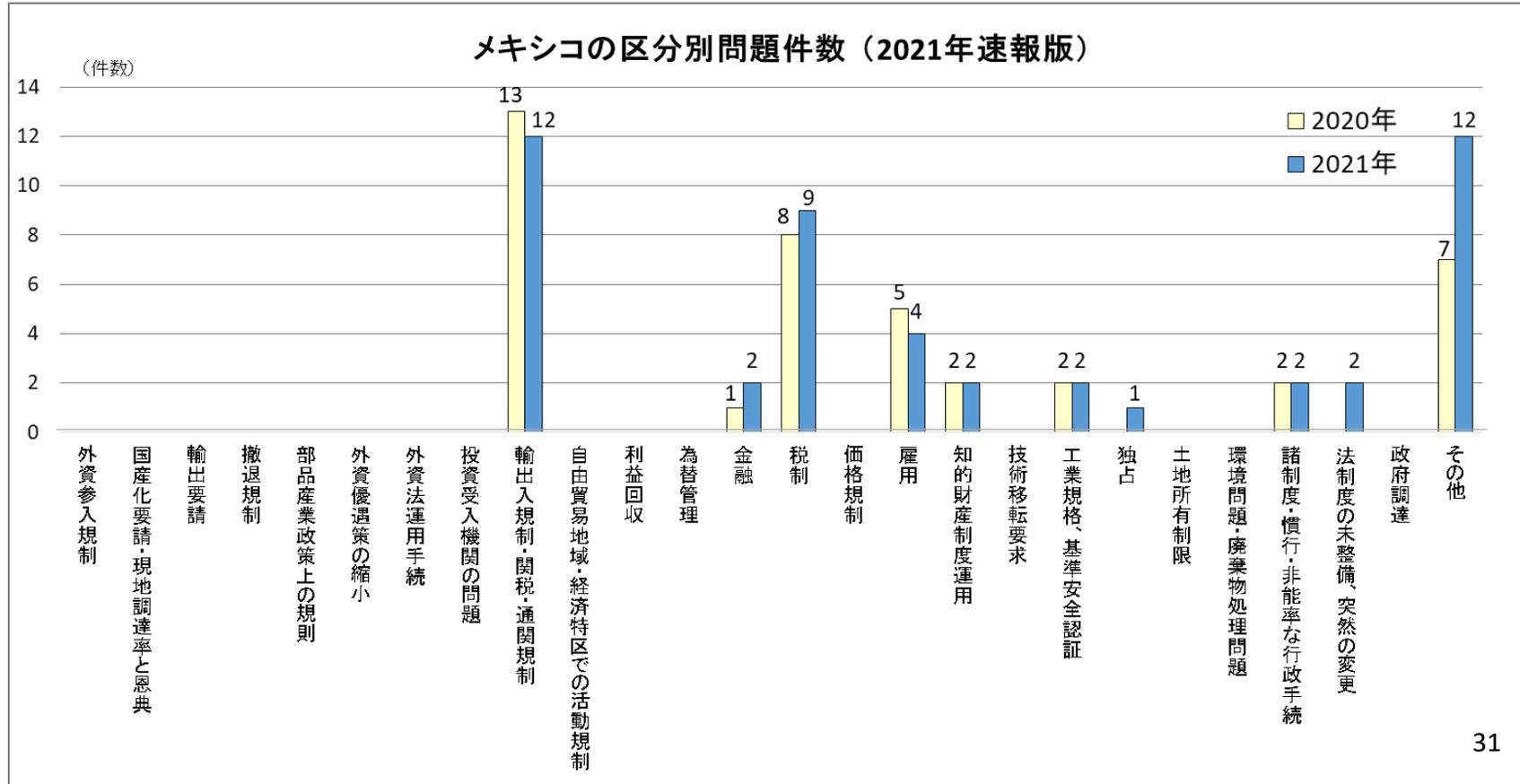
④諸制度・慣行・非能率な行政手続

- ・日本製水道メーターの導入を図っているものの、ブラジル国内の設置にはINMETRO(一種の型式認定)承認取得が必要であり、この手続きが煩雑・複雑且つ長期間(半年以上)にわたることに加え、特異な基準が含まれており参入障壁となっている

5. ラテンアメリカ メキシコ ①

◆ポイント

- ・「輸出入規制・関税・通関規制」「知財制度」が多いなど、前年と同様の傾向であり、継続している問題も多い。
- ・2020年末から2021年初にかけて既存法令の改正や新法の導入が図られたが、民間部門との十分な議論がないまま進められており、問題も生じている。



5. ラテンアメリカ メキシコ ②

①法制度の未整備、突然の変更

- ・民間部門との十分な議論がないまま、労働関連の新たな法律が立て続けに成立し、対応に苦慮している。
- ・政府による電力の調達に関する法令が改正され、電力公社からの供給を優先し、すでに締結している民間からの電力買い上げ契約の見直しを可能になるなど、ビジネス予見性を損なう。

②輸出入規制・関税・通関規制

- ・太陽光発電パネルのHS分類の恣意的な変更、税関職員毎に違う要求があるといった問題への指摘が継続している。
- ・メキシコ公式強制規格(NOM)の通関時の検査に関し、2020年12月からのHSコードの改定に伴う税関システムや新型コロナの問題で、通関に非常に時間がかかっている。

③税制

- ・付加価値税の還付手続きにおいて、当局からの度重なる資料請求の煩雑さに加え、手続きが長期に及んで運転資金に悪影響が出ている

④その他

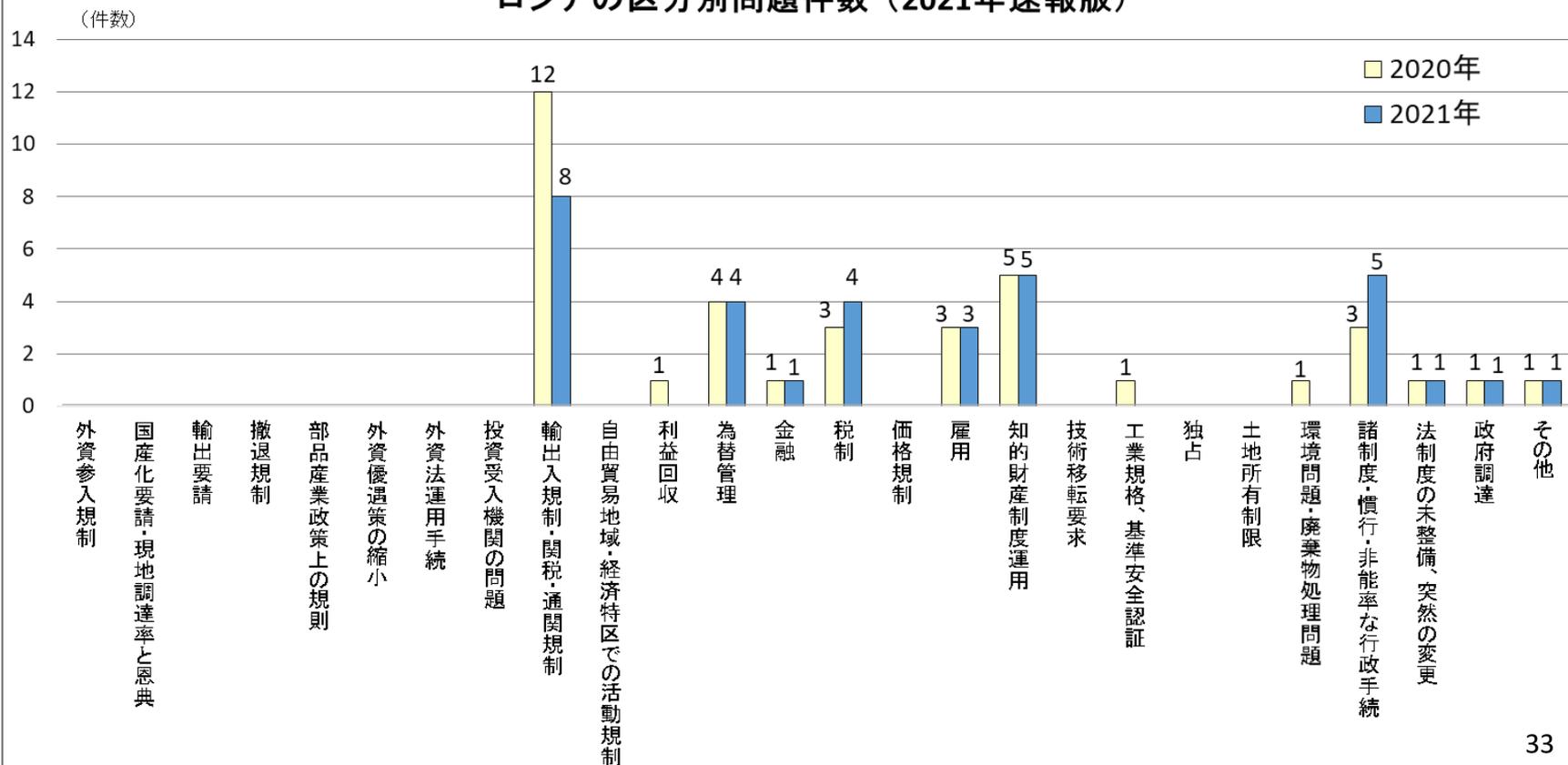
- ・コロナの影響や企業の自助努力で盗難事件数は減少したものの、貨物盗難による販売機会損失・生産ラインストップ、輸送セキュリティ強化などに追加のコストが発生している。
- ・新型コロナによって、政府の閉鎖要請に基づく操業低下やビザの発給遅れが発生している。

6. ロシア ①

◆ポイント

- ・前年と同様の傾向で、「輸出入規制・関税・通関規制」が多く、以下「知財制度運用」「為替管理」「税制」への指摘が多い。
- ・「諸制度・慣行・非効率な行政手続き」は2件増加。

ロシアの区分別問題件数（2021年速報版）



6. ロシア ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・時計製品に対する高関税、申告書類の提出における事務負担の指摘や、恣意的な関税分類が例年同様に指摘されている。
- ・2021年2月15日～6月30日の間に設定された穀物類の輸出枠の問題が指摘されている。枠の超過分には輸出関税が賦課されるが、小麦は枠内であっても課税されるため、ロシア産穀物の対日輸出に大きな悪影響がでている。

②為替管理

- ・物品・サービスの輸出入及びローン取引にかかわる、居住者(外国企業が設立した現法も含む)と非居住者間の取引の契約書を銀行に事前に届け出る必要があり、加えて船積み後に数量の変更が生じれば若干であれ契約書の修正・再締結が必要となる等の重い事務負担が必要となる問題が継続している。

③税制

- ・2020年より外国産のソフトウェアに対する20%の付加価値税が賦課されるようになった。
- ・関税収入の増大を目指して通関時に輸入品へのラベリングが行われるようになり、対応のための追加コストが発生している。
- ・日本人の赴任費用を現法に負担させたくても、外貨送金規制と税務規制が非常に複雑であり、請求ができないといった問題が継続して指摘されている

④諸制度・慣行・非能率な行政手続

- ・医療機器に関する登録申請において、手続きが一貫せず担当者によって要求が異なる。

6. ロシア ③

WTO Trade Policy Review 10月27日



(21-7008)

Trade Policy Review Body

TRADE POLICY REVIEW

REPORT BY THE SECRETARIAT

RUSSIAN FEDERATION

This report, prepared for the second Trade Policy Review of the Russian Federation, has been drawn up by the WTO Secretariat on its own responsibility. The Secretariat has, as required by the Agreement establishing the Trade Policy Review Mechanism (Annex 3 of the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization), sought clarification from the Russian Federation on its trade policies and practices.

Any technical questions arising from this report may be addressed to Ricardo Barba (tel. 022 739 5088), Mombert Hoppe (tel. 022 739 6098), Takako Ikezuki (tel. 022 739 5534), Mark Koulen (tel. 022 739 5224), and Rosen Marinov (tel. 022 739 6391).

Document WT/TPR/G/416 contains the policy statement submitted by the Russian Federation.

Note: This report is subject to restricted circulation and press embargo until the end of the first session of the meeting of the Trade Policy Review Body on the Russian Federation. This report was drafted in English.

RESTRICTED

WT/TPR/S/416

22 September 2021

Page: 1/160

◆主なポイント

①関税率

基本的にEAEU統一関税を適用。単純平均適用MFN関税率は、2016年から2021年の間に8.3%から7.9%にわずかに低下。平均適用率は農産物の輸入で13.4%、非農産物の輸入で6.3%。

②輸出制限措置

- ・2020年には、COVID-19のパンデミックへの対応として、小麦、メスリン、大麦、ライ麦、トウモロコシに一時的な輸出割当を導入。2020年後半にこれを一部見直し、国内価格安定を図った。

③通関関連

- ・特定の商品を経験的な識別手段でマーキングするための「追跡システム」が2019年に稼働開始。

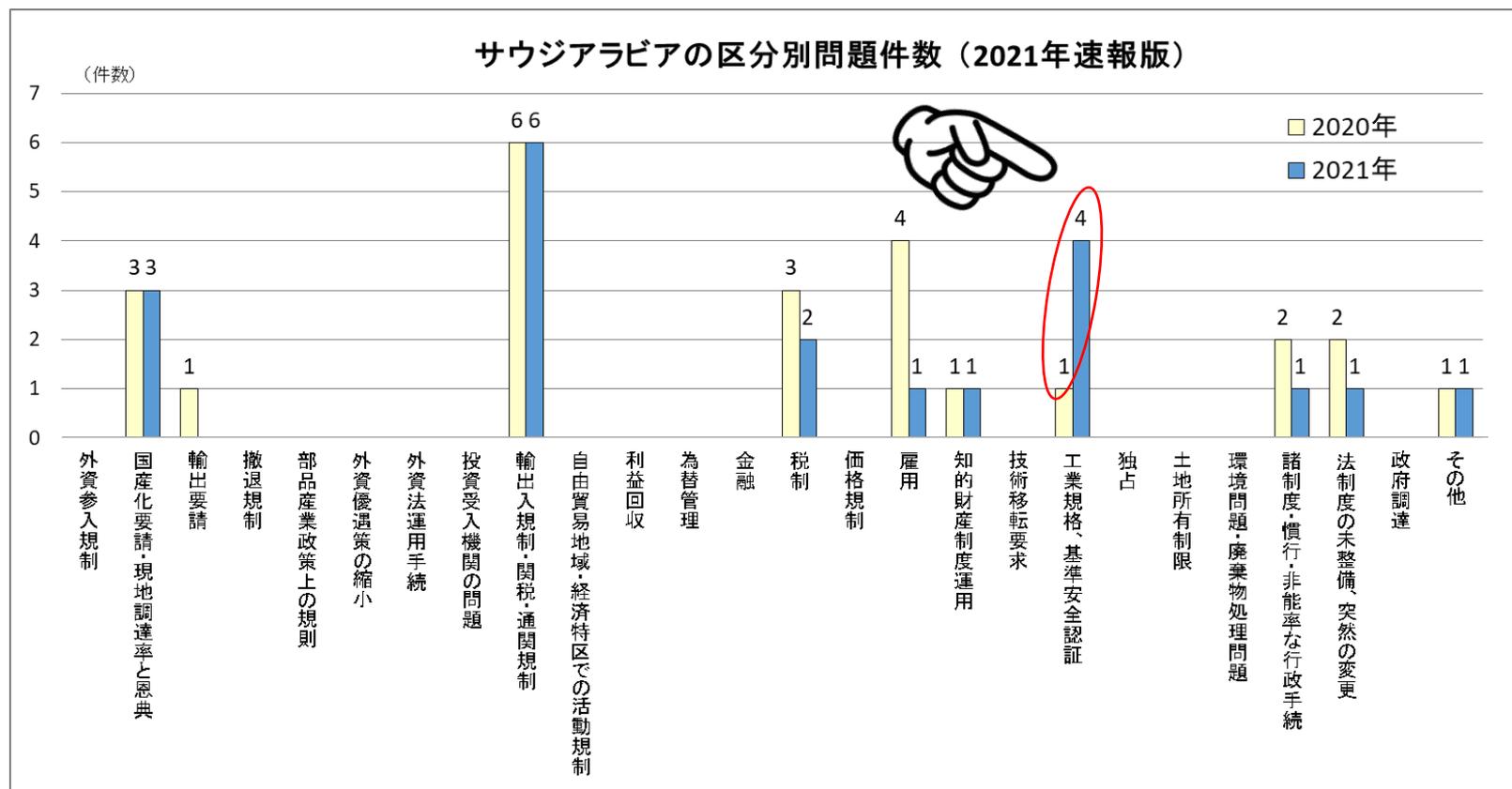
④政府調達

- ・中小企業を含む特定の種類のサプライヤーに優先権を与えることを義務付ける法律を制定。これにより、政府は特定の条件下で外国の商品、作品、サービスの購入を制限できる。

7. 中東・アフリカ サウジアラビア ①

◆ポイント

- ・昨年多かった「雇用」に関する問題指摘は減少したものの、「工業規格・基準安全認証」への指摘が急増。
- ・EPC案件などのプロジェクトにおいて、自国産品使用や現地調達義務が課せられる問題が継続して指摘されている。
- ・税制において、内外企業を差別的に扱っている。



7. 中東・アフリカ サウジアラビア ②

①輸出入規制・関税・通関規制

- ・輸入者は2019年に導入された「SABER」プラットフォームを使い、技術データ、安全性試験報告書、及び関連する出荷書類(原産地証明書、船荷証券および商業送り状)の事前登録とその証明書の取得が義務付けられているが、さらに特定の電気製品にはIEC(国際電気標準会議)のCB(認証機関)レポートの登録及びサウジ(SASO)証明書(「SIRC」)の取得も義務付けられている。また、これらのルールがあいまいであり、証明書の取得にコストがかかっているとの声が寄せられている

②工業規格・基準安全認証

- ・「工業規格・基準安全認証」の指摘が去年の1件から4件と急増した。
- ・導入を予定しているRoHSでは、すべての均質材料(ねじ外し、切断、破碎、粉碎及び研磨工程などのような機械的動作により異なる材料に分離または解体され得ないレベルの材料)をも検査が必要との非現実的な要求が検討されている。
- ・欧州RoHSとは異なり適用除外物質が規定されておらず、非現実的との指摘があった。

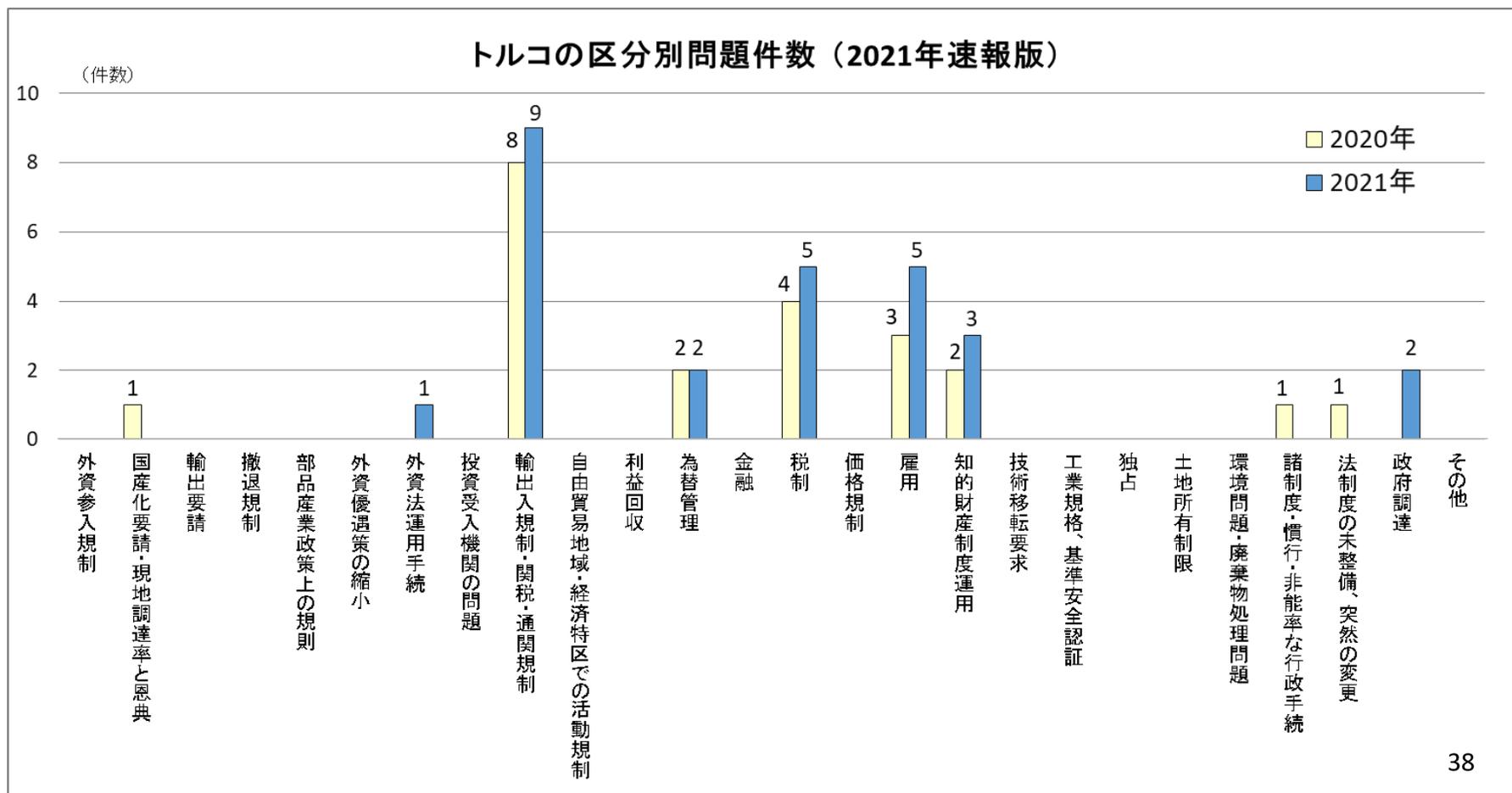
③税制

- ・外資系企業の法人税20%に対し当国企業は喜捨税2.5%のみ。外資系企業と当国企業が競合する事業投資案件(IPP,IWP等)における公平な競争を阻害しており、外資系企業の事業投資案件への参画意欲を押し下げている。

7. 中東・アフリカ トルコ ①

◆ポイント

- ・2020年より追加関税措置が導入され、多くの品目の関税が引き上げられている。
- ・EPA及び社会保障協定締結を訴える声がある。



7. 中東・アフリカ トルコ ②

①輸出規制・関税・通関規制

- ・2020年4月以降、幅広い品目に追加関税が課されており、2021年以降も継続する。
EUは同措置の対象外であり、日本製品は価格競争力を失っているため、早期のEPA締結が望まれる。

②工業規格・基準安全認証

- ・時計製品はEU REACHの試験報告書がなければ通関できないが、対応の負担が大きいことから、サプライチェーンの川上から得た情報でこれに代えてほしいとの要望があった。

③雇用

- ・PEの設立には外国人1人に対しトルコ人を5名雇用しなければならない。
- ・社会保障費が日本とトルコで二重にかかることから、日本との間で社会保障協定の締結を望む声があった。

④税制

- ・トルコは国際的な合意に先行して2020年3月よりデジタルサービス税を導入したが、国際的な合意形成が図られれば撤廃して欲しいとの要望があった。

⑤政府調達

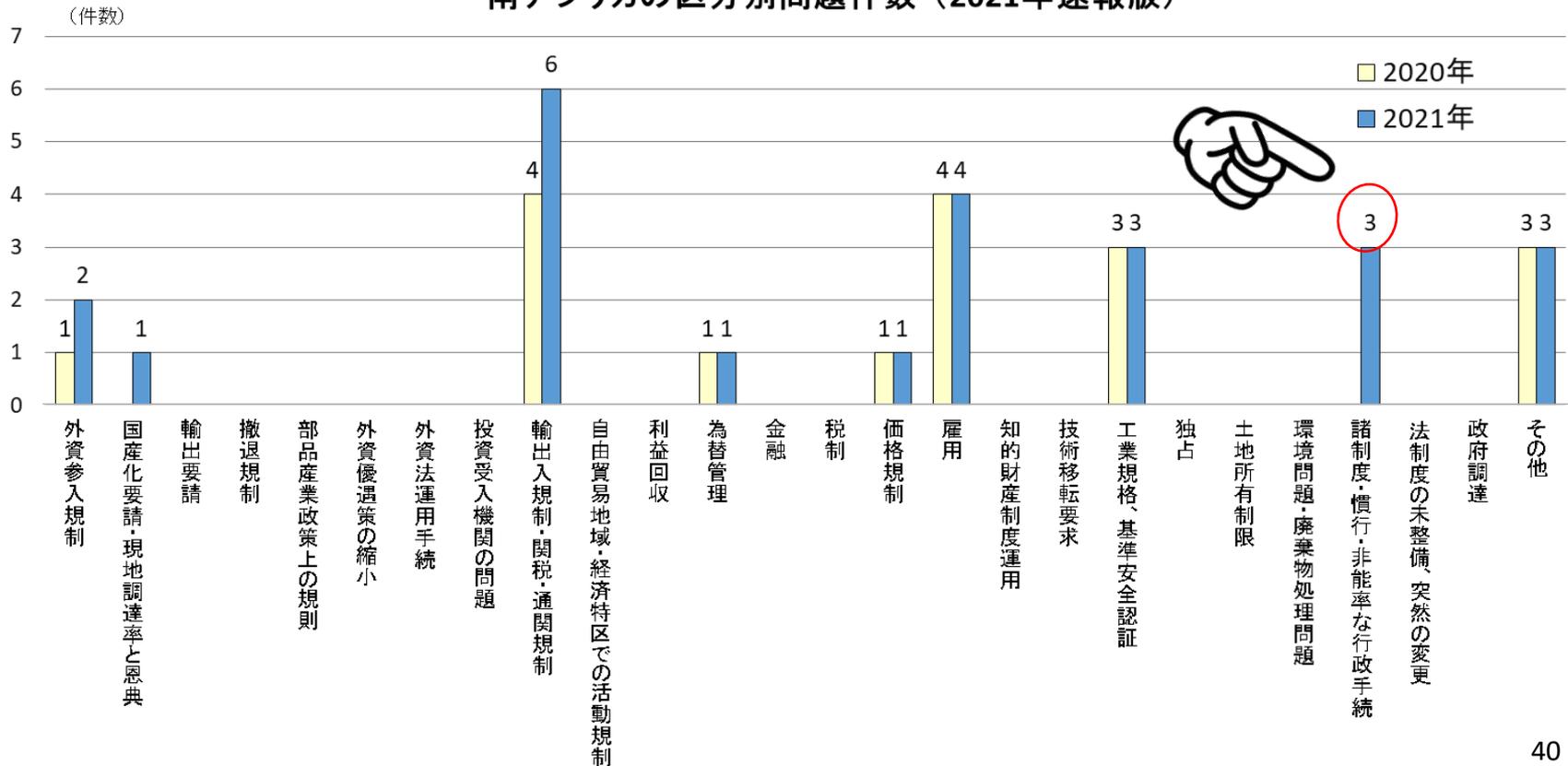
- ・公共調達法の要求が複雑で、しかも一定数以上が参加しなければ入札が成立しない³⁹。また、入札後も購買法によりトルコリラ建ての契約が条件となる。

7. 中東・アフリカ 南アフリカ共和国 ①

◆ポイント

- ・前年同様「輸出入規制・関税・通関規制」「雇用」「工業規格・基準安全認証」が多い。
- ・前年にゼロだった「諸制度・慣行・非効率な行政手続」の指摘が3件あった。

南アフリカの区分別問題件数（2021年速報版）



7. 中東・アフリカ 南アフリカ共和国 ②

①黒人優遇政策

- ・黒人優遇政策をとる南アフリカでは、黒人経済力強化政策(B-BBEE)を進めている。本政策では「所有権」「企業支配権」等の5つの指標で同政策への貢献度が格付けされ、公共調達の際などの基準となる。日本を含め外資では「所有権」など達成困難な指標があるため、ビジネスに影響が出る。

②輸出入規制・関税・通関規制

- ・全体的に関税率が高い一方、EUをはじめ多くの国とFTAを締結しており、これらFTA相手国の製品とは価格競争力で劣後している。そのためEPAの締結を望む声がある。

③諸制度・慣行・非能率な行政手続

- ・投資の許認可を得るための手続きに関して、担当者によって異なる要請があるなど不透明な部分があり、また認可を得るまで時間・労力を要する。
- ・租税条約締結済みながら一部に規定が守られていない。
- ・投資安全性の面から、投資協定の締結を望む声があった。

7. 中東・アフリカ 南ア以外のアフリカ諸国

①エジプト

- ・2018年に発布された投資庁の行政命令に対する問題指摘が続いている。外国企業の駐在員事務所に3年以内の会社もしくは支店の設立を求めるもので、設立できない場合は相応の説明が必要となる上、場合によっては駐在員事務所ライセンスのはく奪もあり得る。
- ・家電、家具、時計等についてISOの品質認証を取得していない海外工場の製品はエジプトに輸出できず、その認証を取得していても同国規定を踏まえた輸出手続きが煩雑である。
- ・日本とのEPA締結を望む声が寄せられた。

②ナイジェリア、ガーナ、モロッコ

- ・日本とのEPA締結を望む声が上がっている。これらの国のFTA相手国からの輸入品に対し、日本製品の価格競争力が劣後している。

③ケニア

- ・ODAに関する輸入貨物の免税措置に関し、ケニア政府内の手続きに半年以上を要することが常態化しており、その結果通関の大幅な遅延とコンテナの保管に関する多大なコスト負担が生じている実態について指摘があった。

④ナイジェリア、ウガンダ、タンザニア

- ・模倣品対策に関する問題指摘が継続している。

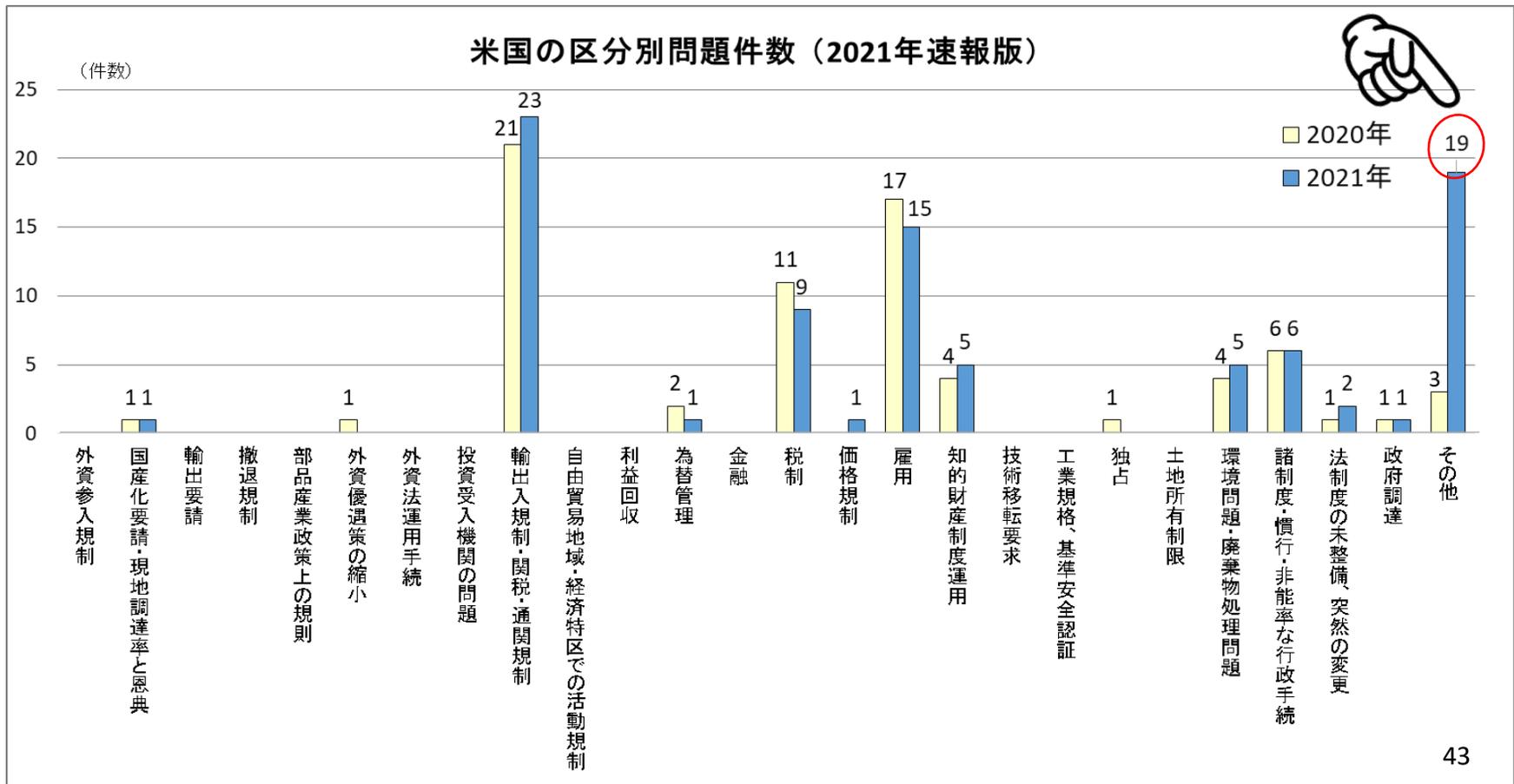
⑥アルジェリア

- ・2020年の予算法により非戦略的セクターにおける外資系企業に対する出資比率規制(51/49)が解除されたものの、法制化や運用に時間を要している上、成立後の再変更を心配する声がある。

8. 先進国 アメリカ ①

◆ポイント

- ・全体的な傾向は前年と同様。米中対立に起因する問題指摘が多い。
- ・新型コロナのパンデミックを受け、コンテナ不足、半導体不足、ビザ取得の一層の難化など多数の問題が指摘された。



8. 先進国 アメリカ ②

①米中対立

- ・米中対立による諸法規(2019国防授權法、輸出管理改革法、外国投資リスク審査近代法等)、輸出管理手続きの複雑化、関税率の上昇等に苦しんでいる企業が多い。
- ・通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミへの措置から日本除外を要望する声も多い。

②バイアメリカン条項

- ・バイデン政権でも受け継がれており、米国製認定の要件が厳しくなった他、各州でも独自の「バイアメリカン」ルールの導入が広がっており、この動きを危惧する声が寄せられている。

③輸出入規制・関税・通関規制

- ・時計及び時計部品に対する高関税と複雑な算定方法、原産地表示規則の厳格・煩雑、特異な表示義務等の他、主に鉄鋼製品に対するアンチダンピング及び相殺関税の濫用・長期化などが継続的に指摘されている。
- ・一般特惠関税制度が2020年末をもって失効しており、制度の継続を望む声が寄せられた。
- ・日米貿易協定のフェーズ2交渉の早期化を望む声や、原産地規則が関税番号変更基準のみによる弊害への指摘があった。

8. 先進国 アメリカ ③

④工業規格・基準安全認証

- ・2021年1月6日に公布された「TSCA PBT規則」は、わずか60日後に施行された。
- ・禁止物質に指定された「PIP(3:1)」は電子部品等の成形品に広く使われているものの、米国以外で規制されている例がほとんどなく、サプライチェーン内で追跡するにはあまりに時間が短いため、十分な時間が必要といった指摘があった。

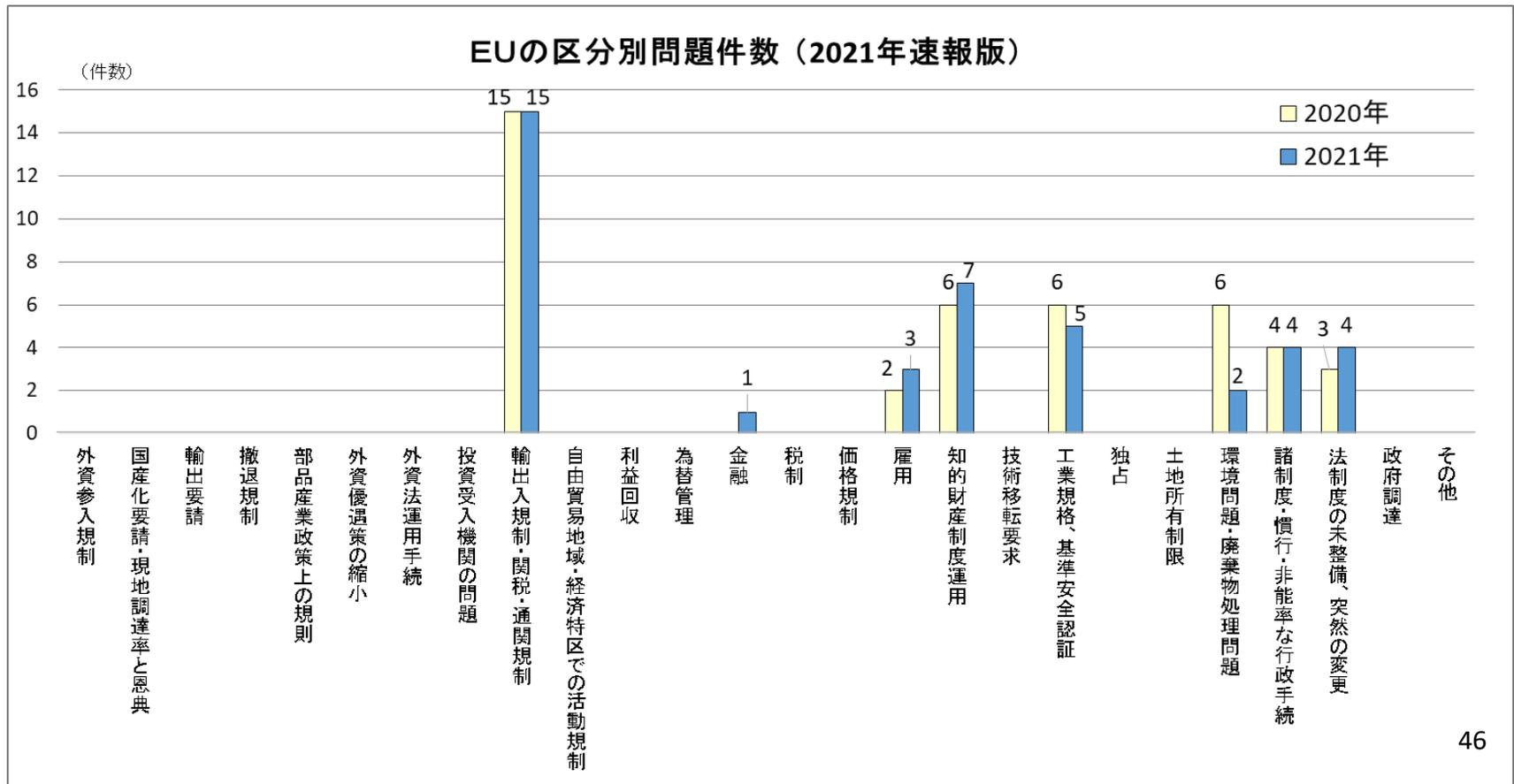
⑤新型コロナのパンデミック

- ・コンテナ不足による運賃の高騰や輸送遅延、工場操業の低下、ワクチン接種の遅れ、休業補償給付の弊害で復職が進んでいない、ビザ取得の遅れや困難などへの指摘が多数寄せられた。

8. 先進国 EU ①

◆ポイント

- ・日EU EPAが発行してから2年以上たつが、依然として執行における問題指摘がある。
- ・ブレグジットによる混乱は抑えられたものの、大陸⇄英国間のFTAに対角累積が規定されていないことによる関税支払いや、双方の基準認証制度の相互承認がないことによるコストアップなどが指摘された。



8. 先進国 EU ②

①日EU EPA

- ・日EU EPAに規定された「輸入者の知識」に基づく特恵関税を申請した際に、税関が当該既定の概念を理解しておらず、後追いで原産地証明書類を提出した事例があった。

②ブレグジット

- ・本アンケートの締め切りはブレグジット後の今年2月であるが、具体的な問題指摘の声は多くはない。ただし、日EU EPAの対象から英国が外れ、日英EPAが締結されたものの、EU英FTAに対角累積が規定されていないことから、関税負担を懸念する指摘がある。
- ・医薬品のバッチテストの相互承認を求める声があった。

③加盟国レベルの問題

- ・私的複製補助金制度の各国ごとのばらつきについて継続して指摘がある。
- ・国際的な合意が図られる前に一国主義的なデジタルサービス税(DST)を導入した英国・フランス・イタリア・スペイン等の対応に対し、多国間合意に達するまで延期すべきとの声が寄せられた。

9. 貿易・投資円滑化ビジネス協議会について ①

①概要

貿易・投資円滑化ビジネス協議会は、日本企業が海外での事業活動において直面する貿易及び外国直接投資等に関する諸問題について検討を行うとともに、我が国産業界の意見を取りまとめて、日本政府及び外国政府に対して貿易・投資上の制度改善を要望することを目的として、1997年4月に設置された我が国の産業団体及び企業から構成される協議機関であり、設立当初より日本機械輸出組合が事務局を務めている。

②背景

昨今、世界経済のグローバル化が進展する中であって、貿易相手国や投資先国の貿易・投資に関わるさまざまな制度上の問題が、我が国企業のビジネス活動を阻害するケースが多々生じている。このような問題に対しては、種々の企業が相手国政府に直接申し入れる等のかたちで制度改善を実現するための取り組みが行われてきたが、解決は困難を極めている。その一方で、各種の二国間協議及びWTO・OECD・APEC・ASEMなど多国間の政府間協議の場では、貿易・投資の自由化・円滑化に向けたさまざまな活動が繰り広げられている。

我が国の民間ビジネスとしても、このような機会を最大限に活用しながら、貿易・投資上の問題点の改善を目指すことが求められている。

③当協議会の活動

そのため、当協議会は、協議会メンバーへのアンケート調査に基づき毎年「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」を取りまとめて日本政府に提出するとともに、諸外国との政府間協議で取り上げてもらうことを期待する課題についても適宜、提言書を取りまとめて日本政府等に働きかけている。このようにして取りまとめられた当協議会の提言は、多国間・地域協力・二国間の協議等での議論において反映されている。

9. 貿易・投資円滑化ビジネス協議会について ②

④加盟団体(順不同)

板硝子協会	一般財団法人 エンジニアリング協会(*9)	一般財団法人 家電製品協会	一般社団法人 カメラ映像機器工業会
硝子繊維協会	キッチン・バス工業会	一般社団法人 強化プラスチック協会	一般社団法人 軽金属製品協会
在欧日系企業ビジネス協議会	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会	一般財団法人 製造科学技術センター	石油化学工業協会
一般社団法人 セメント協会	一般社団法人 全国楽器協会	全国商工会連合会	一般社団法人 全国中小貿易業連盟
一般社団法人 全国鐵構工業協会	全国魔法瓶工業組合	一般財団法人 先端加工機械技術振興協会	全日本履物団体協議会
全日本プラスチック製品工業連合会	一般社団法人 全日本文具協会	一般財団法人 素形材センター	耐火物協会
ダイヤモンド工業協会	炭素協会	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	電気硝子工業会
一般社団法人 電子情報技術産業協会	一般社団法人 特殊鋼倶楽部	一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会
一般社団法人 日本アルミニウム協会	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	一般社団法人 日本印刷産業機械工業会	一般社団法人 日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人 日本化学工業協会	一般社団法人 日本化学品輸出入協会	日本化学繊維協会	一般社団法人 日本家具産業振興会
一般社団法人 日本ガス石油機器工業会	一般社団法人 日本かばん協会	日本紙類輸出組合	日本紙類輸入組合
一般社団法人 日本硝子製品工業会	一般社団法人 日本玩具協会	日本機械工具工業会	一般社団法人 日本機械設計工業会
日本機械鋸・刃物工業会	日本機械輸出組合	日本絹人繊維物工業組合連合会	一般社団法人 日本計量機器工業連合会
日本毛織物等工業組合連合会	日本化粧品工業連合会	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	一般社団法人 日本建設機械工業会
日本鋳業協会	一般社団法人 日本工作機械工業会	一般社団法人 日本工作機器工業会	日本ゴム履物協会
一般社団法人 日本ゴルフ用品協会	一般社団法人 日本産業機械工業会	一般社団法人 日本産業車両協会	一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車部品工業会	一般社団法人 日本自動販売システム機械工業会	一般社団法人 日本ジュエリー協会	日本商工会議所
一般社団法人 日本食品機械工業会	一般社団法人 日本真空工業会	日本真珠輸出組合	一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
日本製紙連合会	日本製業工業協会	一般社団法人 日本繊維機械協会	日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合	日本ソーダ工業会	日本タオル工業組合連合会	一般社団法人 日本タンナーズ協会
日本暖房機器工業会	一般社団法人 日本鋳造協会	一般社団法人 日本釣用品工業会	一般社団法人 日本鉄鋼連盟
一般社団法人 日本電機工業会	一般社団法人 日本電線工業会	一般財団法人 日本陶業連盟	一般社団法人 日本時計協会
一般社団法人 日本時計輸入協会	日本ニット工業組合連合会	一般社団法人 日本ねじ工業協会	一般社団法人 日本農業機械工業会
一般社団法人 日本歯車工業会	一般社団法人 日本半導体製造装置協会	一般社団法人 日本バッグ協会(*18)	一般社団法人 日本百貨店協会
日本肥料アンモニア協会	日本プラスチック日用品工業組合	公益社団法人 日本ブランドメンテナンス協会	一般社団法人 日本フルードパワー工業会
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会	一般社団法人 日本分析機器工業会	一般社団法人 日本粉体工業技術協会	一般社団法人 日本ベアリング工業会
一般社団法人 日本貿易会	独立行政法人 日本貿易振興機構	一般社団法人 日本遠望鏡工業会	一般社団法人 日本縫製機械工業会
日本紡績協会	一般社団法人 日本包装機械工業会	一般社団法人 日本珪瑯工業会	一般社団法人 日本ホビー協会
一般社団法人 日本メンテナンス工業会	日本毛髪工業協同組合	一般社団法人 日本木工機械工業会	日本洋傘振興協議会
日本羊毛産業協会	一般社団法人 日本冷凍空調工業会	一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	一般社団法人 日本レコード協会
一般社団法人 日本ロボット工業会	一般財団法人 バイオインダストリー協会	一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
福井県眼鏡工業組合	北陸環日本海経済交流促進協議会	一般財団法人 マイクロマシンセンター	公益財団法人 マザック財団
一般社団法人 輸入住宅産業協会			